

# 堺市健康危機管理総合基本指針及び関係要領

堺市健康福祉局健康部

(令和5年4月改正版)

# 目 次

○ 堺市健康危機管理総合基本指針	1
○ 健康危機予防委員会要領	5
○ 堺市保健所健康危機管理対策本部要領	8
○ 堺市健康福祉局健康危機管理対策本部要領	15
○ 食中毒健康危機管理対策要領	24
○ 感染症健康危機管理対策要領	29
○ 堺市狂犬病危機管理対策要領	34
○ 有害物質健康危機管理対策要領	39
○ 飲料水汚染健康危機管理対策要領	44
○ 医薬品健康危機管理対策要領	49
○ 堺市衛生研究所健康危機管理要領	54
(参考) 堺市健康危機管理体制の概略フロー	58

# 堺市健康危機管理総合基本指針

制 定 平成14年1月28日  
最新改正 令和5年4月1日

---

## 堺市健康危機管理総合基本指針 目 次

1. 目的
2. 定義
3. 要領
4. 健康危機管理従事職員の心得
5. 健康被害の発生予防対策
6. 健康被害発生時の初動体制
7. 各対策本部の設置等
8. 対策本部の責務
9. 支援活動等への対応
10. 庁内調整等

---

### 1. 目的

本健康危機管理総合基本指針（以下「基本指針」という。）は、食中毒、感染症、有害物質（毒物、劇物等心身に害を及ぼす化学物質をいう。以下同じ。）、飲料水、医薬品その他の原因（以下「健康危機発生原因」という。）により、市民の生命、健康に重大な影響を及ぼすおそれのある事態に対し、別に定めるものを除き、健康被害の発生予防対策（発生時に備えた事前の準備行為を含む。以下同じ。）、発生後の健康被害者の医療確保、原因究明、被害拡大防止対策並びに被害者及び関係者の健康回復等の対策、事後評価及び改善方策について基本的な必要事項を定める。

### 2. 定義

- (1) 基本指針において「健康危機」とは、健康危機発生原因により、市民の生命・健康に重大な影響を及ぼす状況をいう。
- (2) 基本指針において「健康危機管理」とは、健康危機の発生予防対策その他必要な業務の一切をいう。
- (3) 基本指針において「健康被害」とは、健康危機の発生により、市民の生命及び健康に直接重大な影響を与える被害をいう。

### 3. 要領

基本指針に基づく主に健康部及び保健所における各種対策の実施のため、基本指針の下に次の要領を整備する。

- 1) 健康危機予防委員会要領
- 2) 堺市保健所健康危機管理対策本部要領
- 3) 堺市健康福祉局健康危機管理対策本部要領
- 4) 食中毒健康危機管理対策要領
- 5) 感染症健康危機管理対策要領
- 6) 堺市狂犬病危機管理対策要領
- 7) 有害物質健康危機管理対策要領
- 8) 飲料水汚染健康危機管理対策要領
- 9) 医薬品健康危機管理対策要領
- 10) 堺市衛生研究所健康危機管理要領
- 11) その他必要な要領

### 4. 健康危機管理従事職員の心得

- (1) 健康危機管理に従事する職員（以下「従事職員」という。）は、常に、健康危機が市民の生命・健康に重大に関わるものであるとの危機意識を持ち、健康危機に関する情報を収集し、自己研鑽に努めるものとする。

(2) 従事職員は、予断を持つことなく、健康被害が生じている事実を的確に受け止め、迅速な現場の状況把握と、科学的知見に基づき客観的な調査、分析等を行い、その内容を堺市保健所長（以下「保健所長」という。）に報告するとともに保健所長の指揮命令に従わなければならない。

また、第7項により、各対策本部が設置されたときは、当該対策本部長に報告するとともに、対策本部長の指揮命令に従わなければならない。

(3) 従事職員は、健康被害者及び関係者のプライバシー等の人権に配慮し、特に高齢者、要援護者（児童、難病患者、在宅で医療等を受けている者、ハイリスク妊婦等をいう。以下同じ。）や障害者等には慎重かつ適切に対応しなければならない。

## 5. 健康被害の発生予防対策

堺市保健所（以下「保健所」という。）及び堺市衛生研究所（以下「衛生研究所」という。）は、健康被害の発生を予防するため、関係諸法令等に基づく監視・指導等、万全の対応を行うとともに次の各号の対策を行う。

### (1) 健康危機予防委員会の設置

保健所長は、健康被害の発生を予防するため、保健所内に健康危機予防委員会（以下「予防委員会」という。）を設置する。

### (2) 情報の提供

保健所長は、健康危機に関する市民への情報提供については、適宜、必要な都度、有効な手法を用いて行い、啓発及び注意喚起に努めるものとする。

### (3) 庁内関係部局及び関係機関との連携強化並びに医薬品等の確保

保健所長は、平素から、消防局その他庁内関係部局並びに、大阪府医師会、堺市医師会、堺市歯科医師会、狭山美原歯科医師会、堺市薬剤師会、堺市獣医師会、堺市立総合医療センター、空港検疫所等と緊密な連携を図るとともに、医療器材及び医薬品・解毒剤等の在庫状況の把握を行い、健康被害の発生時における医療の確保並びに緊急時に要する医療器材及び医薬品等の確保に努め、健康危機に備えるものとする。

### (4) 検査体制の整備等

堺市衛生研究所長（以下「衛生研究所長」という。）は、平素から、健康危機に関する原因物質の検査等についての調査研究を行い、国、大阪府及びその他の研究機関等との緊密な連携その他必要な措置を講じ、健康危機に備えるものとする。

## 6. 健康被害発生時の初動体制

健康被害が発生した際の初動体制については、次のとおりとする。

(1) 健康被害発生について情報を得た健康部、保健所及び各保健センターの職員は、直ちに、保健所長へ報告するものとする。

健康被害発生の情報を得た保健所長は、正確かつ詳細な情報の収集を行い、状況を的確に把握・分析し、必要に応じて所内対策会議を開催し、初動体制を整え、健康被害の調査その他必要な指示を行うものとする。

(2) 保健所長は、被害者の搬送、治療を最優先とするため、必要に応じて、消防局その他庁内関係部局並びに堺市医師会、堺市立総合医療センター、警察等の関係機関に協力を要請する。

(3) 各保健センター所長は、保健所長の指示に基づき、管内の健康被害の調査を実施するとともに、医療の確保のために必要な情報収集を行うものとする。また、健康被害調査状況や二次感染・被害拡大防止等の保健指導の対応及び医療機関の情報等必要事項を、適宜、保健所長に報告するものとする。

(4) 保健所長は、必要に応じ、健康被害発生の原因物質及び汚染経路等の究明を、衛生研究所及びその関係機関等に協力依頼するものとする。

(5) 衛生研究所長は、検体が衛生研究所に搬入されたとき、又は保健所長の要請に基づき、検体を採取したときは、直ちに健康被害発生の原因物質及び汚染源・経路等の究明に努め、その内容を保健所長に報告するものとする。

また、必要に応じ、保健所長と協議し、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所及び大阪府警察本部科学捜査研究所等へ検査の協力を依頼するものとする。

- (6) 保健所長は、健康被害の調査により健康被害発生の原因物質が、食品等に混入され、又は散布された疑いがあると思われるときは、所轄警察署と十分に協議・連携して現場保存と情報収集を行うものとする。また、必要に応じ、その旨を直ちに被害者が入院・治療している医療機関、市内の他の警察署、医療関係団体、大阪府救急医療情報センター等の関係機関へ情報の提供を行うものとする。
- (7) 保健所長は、必要があると認めたときは、当該情報等が得られた地域を所管する区長に報告し、調査の協力その他の支援を要請することができる。
- (8) 保健所長は、必要に応じ、健康被害に関する情報を有効な手法を用いて、市民及び報道関係者等に提供するものとする。
- (9) 保健所長は、健康被害の拡大防止及び再発防止のために必要な措置を行うものとする。
- (10) 保健所長は、健康被害の発生が大規模なとき、又は大規模に至ると予想したときは、健康部長に報告し、その後の対応について協議するものとする。

## 7. 各対策本部の設置等

- (1) 保健所長は、関係要領に定める当該対策本部等設置基準により、又は関係要領に定めのない健康被害が発生し、若しくは発生のおそれがあると判断し、「堺市保健所健康危機管理対策本部」（以下「保健所対策本部」という。）の設置の必要性を認めたときは、健康部長と協議し、保健所に保健所対策本部を設置する。なお、健康部長は、保健所対策本部を設置したときは、直ちに、健康福祉局長、保健医療担当局長、担当副市長及び市長に報告するものとする。
- (2) 保健所長及び健康部長は、健康被害が大きく、保健所対策本部での対応が困難若しくは不適切と判断したとき、又は関係要領に定める当該対策本部等設置基準に基づき、「堺市健康福祉局健康危機管理対策本部」（以下「健康福祉局対策本部」という。）を設置する必要があると判断したときは、健康福祉局対策本部の設置を健康福祉局長に要請する。この場合において、健康福祉局長は、保健医療担当局長と協議し、健康福祉局対策本部の設置の必要性を認めたときは、健康福祉局対策本部を設置する。なお、健康福祉局長は、健康福祉局対策本部を設置したときは、直ちに、担当副市長及び市長に報告するものとする。
- (3) 健康福祉局長は、健康被害が甚大で、全市的対応が必要と判断したとき、又は関係要領に定める当該対策本部等設置基準に基づき、当該健康被害に対処するための対策本部を設置する必要があると判断したときは、堺市危機管理ガイドライン（平成15年5月制定。以下同じ。）に定める「堺市危機管理対策本部（以下「市対策本部」という。）」を設けるよう市長に要請するものとする。
- (4) 市対策本部の組織、所掌事務等については、この定めによるものの他、堺市危機管理ガイドラインの規定によるものとする。
- (5) 各対策本部の対策が概ね完了したと各本部長が認めたととき、各対策本部を解散するものとする。
- (6) 各対策本部には、危機事象にかかる固有名称を付するものとする。

## 8. 対策本部の責務

- (1) 基本的責務  
各対策本部は、健康被害者の把握及び必要な医療措置等を第一義とし、原因究明、被害の拡大・再発防止と健康被害者の生活の回復に全力を挙げるものとする。
- (2) 情報の収集及び提供等
  - ア 各対策本部は、健康被害の状況を、必要に応じ、消防局その他の庁内関係部局及び国、大阪府、市内各警察署、医療関係団体、大阪府救急医療情報センター、日本中毒情報センター、国立感染症研究所等の関係機関と連絡・連携を図り、広く情報の収集及び提供に努める。また、継続して関係機関との情報交換を行う。
  - イ 各対策本部は、被害発生の原因、被害拡大防止、再発防止及び治療法等の情報を、速やかに市民、医療機関、医療関係団体及び関係者等に提供する。
- (3) 医療及び医薬品の確保
  - ア 健康福祉局対策本部又は市対策本部は、健康被害の発生が大規模で、堺市内の医療供給体制では医療の確保が難しいと判断したときは、堺市医師会及び大阪府と協議のうえ、大阪府救急医療情報センターと連携し、必要な病床及び医療の確保に努めるものとする。
  - イ 各対策本部は、治療に当たる医療機関から医療器材や医薬品等に不足が生じているとの連絡

があったとき、又は、大多数の被害者発生により医療器材や医薬品等に不足が生じると判断したときは、堺市薬剤師会、大阪府等と連携し、その確保に努めるものとする。

(4) 原因究明

ア 各対策本部は、健康被害の原因究明のため、検体の検査・分析と疫学解析を行う。なお、必要に応じて、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所及び大阪府警察本部科学捜査研究所等に協力を要請するものとする。

イ 各対策本部は、健康被害の原因、汚染経路の究明等を行うに当たり、専門家の意見を聴くため、必要に応じて、学識経験者等による専門調査班を設置することができる。

(5) 健康被害拡大、再発防止等の措置

各対策本部は、健康被害の拡大防止及び再発防止のために必要な措置を行うとともに、必要に応じて、健康被害者及びその家族並びに関係住民に対し、健康被害及び健康不安に関して、相談、カウンセリング等の必要な措置を執るものとする。

(6) 被害の回復と事後評価

ア 各対策本部は、健康危機による被害の発生により生じた市民生活の混乱、動揺等に対し、速やかに発生前の状況に復するために必要な措置を執るものとする。

イ 各対策本部は、健康危機が沈静化又は終息した時点で、健康危機管理の事後評価を行い、各対策本部長は、庁内関係部局、関係者及び関係機関に対し評価結果を周知し、改善方策の検討等について必要な指示及び調整を行うものとする。

**9. 支援活動等への対応**

保健所対策本部長又は健康福祉局対策本部長は、健康被害が発生し、当該対策本部に、関係団体・関係機関又はボランティア等から救援活動等の協力の申し入れがあったときは、その受け入れについて関係部局と協議して、受け入れの判断をするものとする。なお、受け入れを決定したときは、当該活動が円滑に行えるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、近隣自治体や政令指定都市等に対する支援等の協力依頼を、市長に要請することができる。

**10. 庁内調整等**

(1) 庁内調整

健康部長は、健康危機の事態に適切かつ迅速に対応するため、基本指針の円滑な推進並びに庁内関係部局等との円滑な協力体制の確保を目的として、各局においた危機管理担当者等に情報提供や必要に応じた協力依頼等を行うものとする。

(2) 職員の研修

健康部長は、健康被害の発生時における迅速かつ的確な業務遂行のため、専門的知識の習得及び緊急時の適切な対応力の育成を目的とした職員研修計画を定め、実施するものとする。

# 健康危機予防委員会要領

制 定 平成14年1月28日  
最新改正 令和5年4月1日

## (設置)

第1条 健康被害の発生予防のため、堺市健康危機管理総合基本指針（平成14年制定）第5項第1号の規定により、堺市保健所（以下「保健所」という。）に健康危機予防委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、必要に応じ対策を実施する。

- (1) 健康危機の情報収集・分析と提供及び調査・研究に関すること。
- (2) 健康被害の予防対策に関すること。
- (3) 緊急連絡体制の整備に関すること。
- (4) 模擬訓練の立案及び実施に関すること。
- (5) その他健康危機に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員25人以内で組織する。

## (委員長、副委員長等)

第4条 委員長は保健所長の職にある者を、副委員長は健康部長、保健所次長及び衛生研究所長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員は、別表第1に掲げる職にある者及び保健所の医師のうち保健所長が指名する者をもって充てるほか、別表第2に掲げる機関及び団体に推薦された者をもって充てる。

## (職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員は、健康危機に関する情報を収集したときは、委員会に報告するものとする。この場合において、本市職員である委員については、国、大阪府その他の自治体、関係機関等から健康危機に関する情報収集を積極的に行うとともに、市内外の健康被害に関連する事例を察知したときは、直ちに、委員長に報告するものとする。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

## (関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健医療課において行う。

## (委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

別表第1

健康医療政策課長  
健康推進課長  
精神保健課長  
保健センター所長（保健所長が指名する者）  
保健医療課長  
感染症対策課長  
食品衛生課長  
動物指導センター所長  
環境薬務課長  
生活衛生センター所長  
衛生研究所次長  
危機管理室危機管理課長  
消防局救急課長

別表第2

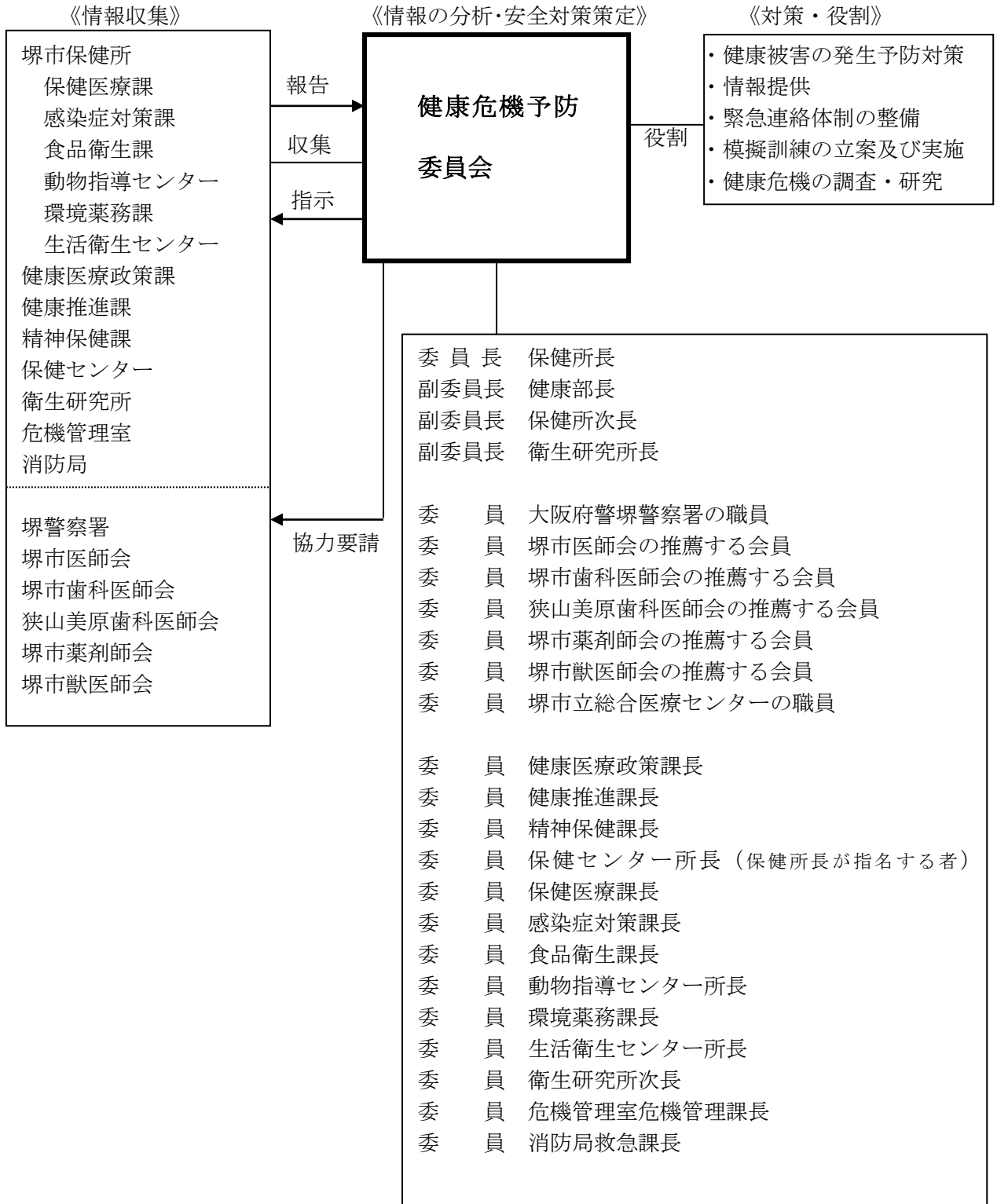
大阪府警察本部堺警察署  
堺市医師会  
堺市歯科医師会  
狭山美原歯科医師会  
堺市薬剤師会  
堺市獣医師会  
堺市立総合医療センター



(参考)

## 健康危機予防委員会の組織及び

### 情報収集と対応フローチャート



# 堺市保健所健康危機管理対策本部要領

制 定 平成14年1月28日

最新改正 令和5年4月1日

## (設置)

第1条 保健所長は、市民の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれのある事態(以下「健康危機」という。)が発生したときは、堺市健康危機管理総合基本指針(平成14年制定)第3項の4)から9)までに規定する対策要領のそれぞれに定める対策本部等設置基準に基づき、健康部長と協議し、速やかに堺市保健所健康危機管理対策本部(以下「保健所対策本部」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 保健所対策本部は、健康危機に係る次の事項について協議し、必要な対策を実施する。

- (1) 健康に被害を受けた者の救命救急に関すること。
- (2) 健康への被害の状況の把握及び被害拡大防止に関すること。
- (3) 発生の原因究明に関すること。
- (4) 情報提供に関すること。
- (5) 事後評価及び改善方策に関すること。
- (6) その他健康危機に係る対策に関すること。

## (保健所対策本部の組織)

第3条 保健所対策本部は、本部長、副本部長及び本部員並びに顧問で組織する。

- 2 本部長は、保健所長の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、健康部長が指名する者、保健所次長及び衛生研究所長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者及び保健所の医師のうち保健所長が指名する者をもって充てる。
- 5 顧問は、健康部長の職にある者をもって充てる。
- 6 本部長は、保健所対策本部に本部員を責任者とする班を設けることができる。
- 7 保健所対策本部の体制は別表第2とし、前項の班の構成は、別表第3のとおりとする。
- 8 前各項の規定にかかわらず、保健所長は、健康危機の規模等に応じて、本部員のうちから指名する者をもって保健所対策本部を組織することができる。

## (職務)

第4条 本部長は、保健所対策本部を代表し、保健所対策本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が定める順序により副本部長がその職務を代理する。
- 3 各班の業務分担は、別表4のとおりとする。

## (会議)

第5条 保健所対策本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

## (関係者の出席)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (業務命令及び報告)

第7条 第2条に規定する所掌事務を実施するための業務命令及びその報告の系統は、別表第5のとおりとする。

- 2 本部長は、保健所対策本部の状況等について、適宜、健康福祉局長、保健医療担当局長、

担当副市長及び市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 保健所対策本部の庶務は、保健医療課が行う。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、保健所対策本部の組織及び運営について必要な事項は、本部長が定める。

#### 別表第1

健康医療政策課長

健康推進課長

精神保健課長

こころの健康センター所長

保健センター所長（保健所長が指名する者）

保健医療課長

感染症対策課長

食品衛生課長

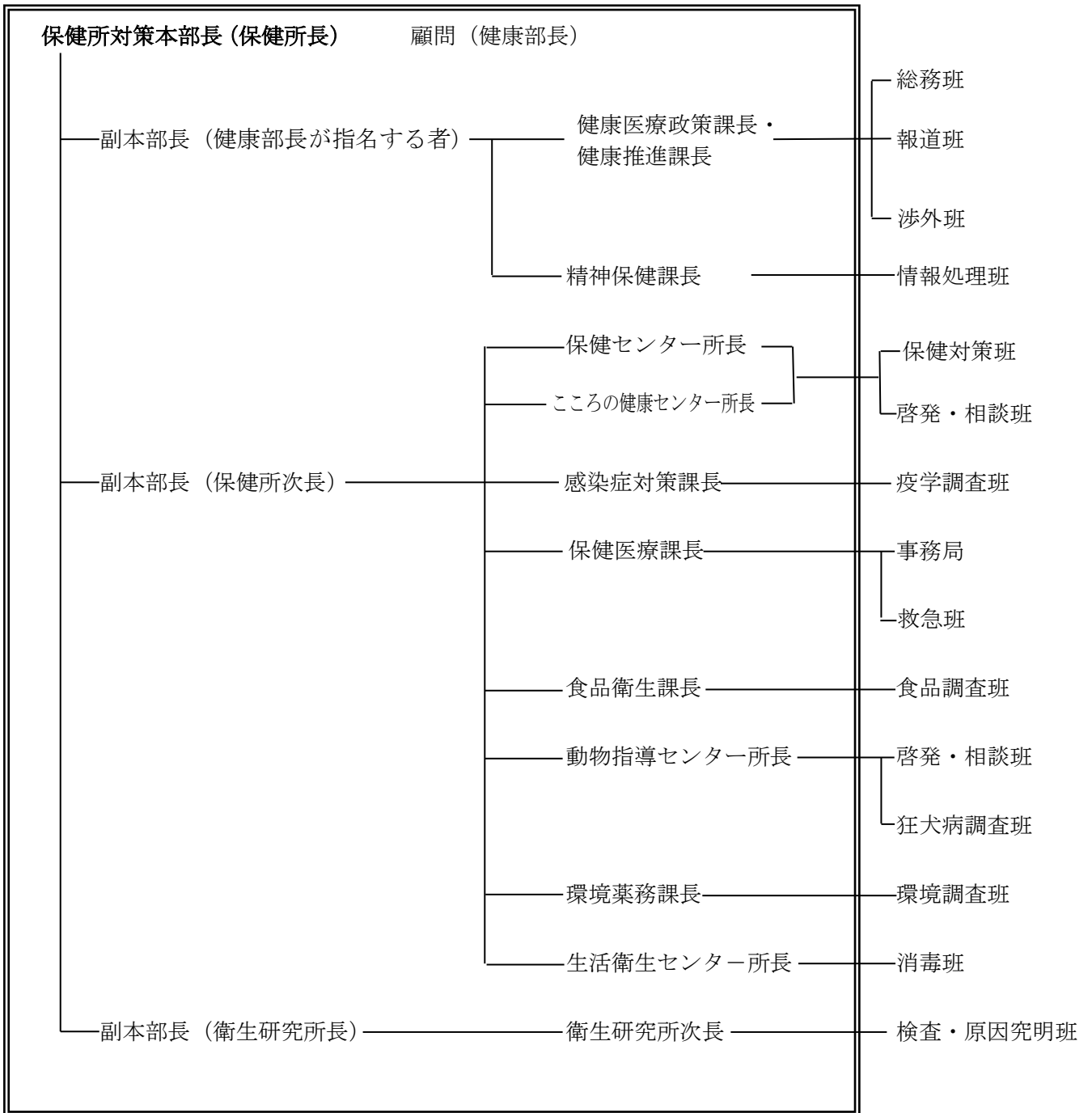
動物指導センター所長

環境薬務課長

生活衛生センター所長

衛生研究所次長

保健所 健康危機管理対策本部 体制



関係者：堺市医師会、堺市歯科医師会、狭山美原歯科医師会、堺市薬剤師会、堺市獣医師会、堺市立総合医療センター、大阪府、厚生労働省、関係地元警察、消防局その他庁内関係部局

## 保健所 健康危機管理対策本部 各班の構成表

班名	主 担 課 班長－副班長－班員	事 務 内 容
事務局	保健医療課 課長－課長補佐－課職員	①保健所対策本部の事務局事務
総務班	健康医療政策課・健康推進課 課長－課長補佐－課職員	①他部局との調整 ②人・資機材・予算等必要なものの基礎資料作成 及び各班の円滑な業務遂行の支援
報道班	健康医療政策課・健康推進課 課長－課長補佐－課職員	①報道機関への情報・資料提供 ②被害拡大防止のための、報道機関等を通じた広報・啓発
渉外班	健康医療政策課・健康推進課 課長－課長補佐－課職員	①国・府・他市、他部局・議会等への情報提供 ②来客・陳情等への対応 ③協力支援団体・ボランティア等への対応
情報 処理班	精神保健課 課長－課長補佐－課職員	①対策本部各班からの情報収集・集約 ②保健対策情報の提供
保 健 対策班	保健センター 所長－所次長－センター職員	①高齢者・要援護者・障害者等の状況調査 ②健康被害者等の症状調査・保健指導・健康相談
	こころの健康センター 所長－所次長－センター職員	①健康被害者等の症状調査・保健指導・健康相談
啓 発 相談班	保健センター 所長－所次長－センター職員	①被害拡大防止等の保健指導・健康相談 ②医療・被害拡大防止等の市民相談対応、診療情報の提供
	こころの健康センター 所長－所次長－センター職員	①被害拡大防止等の保健指導・健康相談 ②医療・被害拡大防止等の市民相談対応、診療情報の提供
	動物指導センター 所長－所長代理－センター職員	① 被害拡大防止等への市民相談対応、各種情報の提供
検査・原因 究明班	衛生研究所 所次長－総括研究員－所職員	①採取した検体検査・分析 ②原因究明、汚染源・経路の究明
疫 学 調査班	感染症対策課 課長－課長補佐－課職員	①疫学調査の実施 ②原因究明、汚染源・経路の究明 ③健康被害拡大防止対策 ④疫学関係の各種調査資料の電算処理及び管理
救急班	保健医療課 課長－課長補佐－課職員	①医療の確保と保健センター・医療機関等への情報提供 ②医療に関する窓口 ③救命救急に関する連絡調整
食 品 調査班	食品衛生課 課長－課長補佐－課職員	①喫食調査 ②喫食食品等の製造・保管・運搬・原材料等の調査・検体採取 ③汚染源・経路の究明 ④関係者への検便指示
狂犬病 調査班 (動物関 連のみ)	動物指導センター 所長－所長代理－センター職員	①罹患疑動物の鑑定及び疫学調査の実施 ②感染動物・経路の究明 ③動物への感染拡大防止 ④狂犬病関係の各種調査資料の管理
環 境 調査班	環境業務課 課長－課長補佐－課職員	①検体採取と施設監視指導 ②原因究明、汚染源・経路の究明
消毒班	生活衛生センター 所長－所長代理－センター職員	①地域・施設等の汚染拡大防止のための消毒 ②ねずみ族・昆虫等の駆除

## 保健所健康危機管理対策本部業務分担

### 1. 保健所対策本部会議

保健所対策本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び顧問で構成し、本部長は、第2条に規定する事項について、必要な対策を実施するものとする。

### 2. 副本部長（健康部長が指名する者）の業務

副本部長は、次の本部員を指揮し、情報の集約、保健所対策本部各班の人員・資材・機材及び予算の確保並びに保健所対策本部の対外窓口及び社会秩序回復の業務等を行うものとする。

(1) 健康医療政策課長・健康推進課長 次の班を指揮し、総務、報道、渉外その他の業務を行う。

ア 総務班 他部局の関係課と協議し、人員・資機材の確保等の調整業務を行う。

イ 報道班 報道関係機関への情報提供の窓口業務を担当する。

ウ 渉外班 厚生労働省、大阪府等への報告、協議等を行うとともに、協力・支援団体、ボランティア等との渉外業務を行う。

(2) 精神保健課長 情報処理班を指揮し、情報の収集及び提供並びにその事務処理を行う。

ア 情報処理班 次の業務を行う。

(ア) 保健所対策本部各班の情報を集約する。

(イ) 各保健センター等に保健対策情報の提供を行う。

### 3. 副本部長（保健所次長）の業務

副本部長は、次の本部員を指揮し、保健所対策本部の庶務、原因究明、健康被害拡大及び再発防止の業務等を行うものとする。

(1) 保健医療課長 救急班を指揮し、保健所対策本部の庶務を行う。

ア 救急班 次の業務を行う。

(ア) 初期診療、二次医療、三次医療等の医療及び必要な病床を堺市医師会、堺市立総合医療センター等の協力を得て確保し、関係機関に情報提供する。

(イ) 医療に関する保健所対策本部の窓口業務を行うとともに各保健センターに医療情報の提供を行う。

(ウ) 救命救急に関する連絡調整を行う。

(2) 感染症対策課長 疫学調査班を指揮し、疫学調査、原因究明等を行うとともに感染症の二次感染による拡大及び再発防止のための業務を行う。

ア 疫学調査班 疫学調査の項目、範囲等を定めて調査を行い、食品調査班、環境調査班、検査班等の情報から原因究明及び汚染源・経路の究明を行うとともに、健康被害拡大防止対策並びに疫学関係の各種資料の電算処理及びその管理を行う。

(3) 食品衛生課長 食品調査班を指揮し、食中毒の原因究明、健康被害の拡大及び再発の防止のための業務を行う。

ア 食品調査班 次の業務を行う。

(ア) 食品衛生監視員をもって、喫食調査、食材調査、疫学調査等を行うとともに、原因特定のための検体を採取し、当該検体に係る検査を衛生研究所に依頼する。

(イ) 食品衛生関係施設における健康被害の拡大及び再発防止を図るため、必要に応じ、施設の管理者等へ口頭又は文書等で施設等の適正管理の徹底を指導する。

(ウ) 汚染源、経路の究明及び関係者への検便の指示等を行う。

- (4) 動物指導センター所長 次の班を指揮し、狂犬病対策、健康被害の拡大、再発防止並びに啓発、市民相談等の業務を行う。
- ア 狂犬病対策班 狂犬病予防員及び健康部獣医師による動物における狂犬病鑑定及び疫学調査等を行うとともに、確定診断のための検体採取等を行う。
- イ 啓発・相談班 市民への健康被害拡大防止や再発防止指導等の啓発と各種相談に応じる。
- (5) 環境薬務課長 環境調査班を指揮し、有害物質、飲料水汚染、医薬品に起因する健康被害の情報収集及び調査並びに被害拡大及び再発防止の業務を行う。
- ア 環境調査班 次の業務を行う。
- (ア) 環境衛生監視員、薬事監視員等で編成し、原因調査のために施設等への立入検査及び検体採取を行い、当該検体に係る検査を衛生研究所に依頼する。
- (イ) 環境衛生関係施設における健康被害の拡大及び再発防止を図るため、必要に応じ、施設の管理者等へ口頭又は文書等で有害物質等の適正管理の徹底を指導する。
- (ウ) 原因究明のため、汚染源及び経路の特定を行う。
- (6) 生活衛生センター所長 消毒班を指揮し、消毒その他の業務を行う。
- ア 消毒班 必要に応じ、地域、施設等の汚染拡大防止のための消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除の業務を行う。
- (7) 保健センター所長 次の各班を指揮し、状況・症状調査、保健指導及び健康被害の拡大、再発防止並びに保健指導の啓発、市民相談等の業務を行う。
- ア 保健対策班 高齢者、要援護者(児童、難病患者、在宅で医療等を受けている者、ハイリスク妊婦等をいう。)や障害者等の状況調査、健康被害者及びその家族の症状調査・保健指導・健康相談等の保健対策を行う。
- イ 啓発・相談班 市民への健康被害拡大防止や保健指導等の啓発と各種相談に応じる。
- (8) こころの健康センター所長 次の各班を指揮し、状況・症状調査、保健指導及び健康被害の拡大、再発防止並びに保健指導の啓発、市民相談等の業務を行う。
- ア 保健対策班 健康被害者及びその家族の症状調査・保健指導・健康相談等の保健対策を行う。
- イ 啓発・相談班 市民への健康被害拡大防止や保健指導等の啓発と各種相談に応じる。

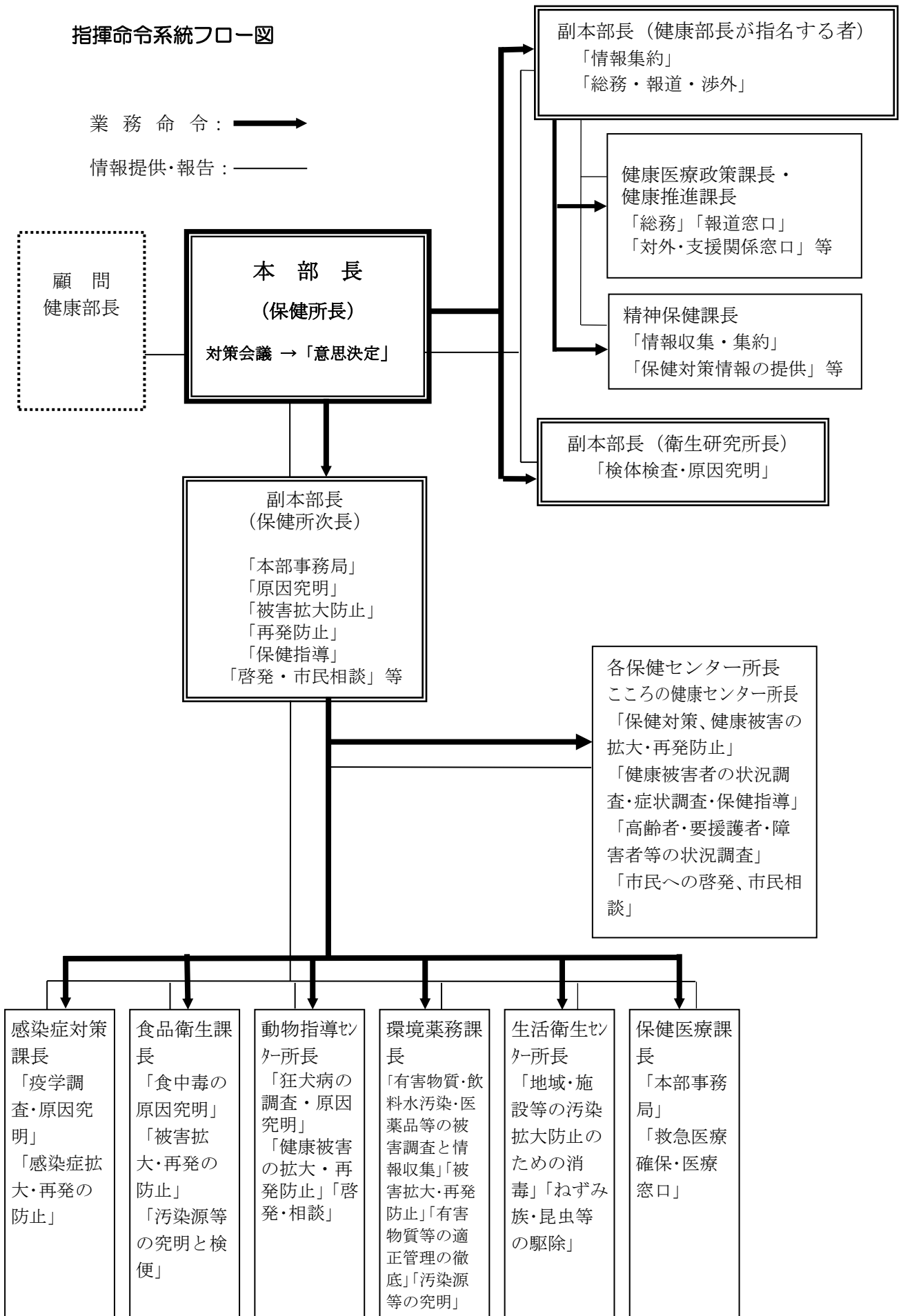
#### 4. 副本部長(衛生研究所長)の業務

副本部長は、次の本部員を指揮し、原因究明等の業務を行うものとする。

- (1) 衛生研究所次長 検査究明班を指揮し、原因物質の特定を行い、保健所対策本部に報告する。また、健康被害者等から採取された検体が多数になるとき、又は原因究明が困難なときは、検査実施可能な機関を確保し検査を依頼する。
- ア 検査究明班 原因、汚染源及びその経路の究明のため、迅速に検体検査を実施し、原因物質の特定を行う。

別表第5

指揮命令系統フロー図





# 堺市健康福祉局健康危機管理対策本部要領

制 定 平成14年1月28日

最新改正 令和5年4月1日

## (設置)

第1条 健康福祉局長は、広域にわたって市民の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれのある事態（以下「健康危機」という。）が発生したときは、堺市健康危機管理総合基本指針（平成14年制定）第3項の4）から9）までに規定する対策要領のそれぞれに定める対策本部等設置基準に基づき、速やかに堺市健康福祉局健康危機管理対策本部（以下「局対策本部」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 局対策本部は、健康危機に係る次の事項について協議し、必要な対策を実施する。

- (1) 健康に被害を受けた者の救命救急に関すること。
- (2) 健康への被害の状況の把握及び被害拡大防止に関すること。
- (3) 発生の原因究明に関すること。
- (4) 情報提供に関すること。
- (5) 事後評価及び改善方策に関すること。
- (6) その他健康危機に係る対策に関すること。

## (局対策本部の組織)

第3条 局対策本部は、本部長、健康部保健所統括部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、健康福祉局長の職にある者をもって充てる。
- 3 健康部保健所統括部長は、保健医療担当局長の職にある者をもって充てる。
- 4 副本部長は、健康危機が発生した地域を所管する区長の職にある者、人事部長、財政部長、契約部長、生活福祉部長、健康部長、保健所長及び衛生研究所長の職にある者をもって充てる。
- 5 本部員は、別表第1に掲げる職にある者及び保健所の医師のうち保健所長が指名する者をもって充てる。
- 6 本部長は、局対策本部に本部員を責任者とする班を設けることができる。
- 7 局対策本部の体制は別表第2とし、前項の班の構成は、別表第3のとおりとする。
- 8 前各項の規定にかかわらず、健康福祉局長は、健康危機の規模等に応じて、健康部保健所統括部長、副本部長及び本部員のうちから指名する者をもって局対策本部を組織することができる。

## (職務)

第4条 本部長は、局対策本部を代表し、局対策本部の事務を総理する。

- 2 健康部保健所統括部長及び副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が定める順序により健康部保健所統括部長または副本部長がその職務を代理する。
- 3 各班の業務分担は、別表第4のとおりとする。

## (会議)

第5条 局対策本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

## (関係者の出席)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (業務命令及び報告)

第7条 第2条に規定する所掌事務を実施するための業務命令及びその報告の系統は、別表

第5のとおりとする。

2 本部長は、局対策本部の状況等について、適宜、担当副市長及び市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 局対策本部の庶務は、健康福祉総務課、健康医療政策課、健康推進課及び保健医療課が合同で行う。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、局対策本部の組織及び運営について必要な事項は、本部長が定める。

#### 別表第1

保健所次長

人事部人事課長

財政部財政課長

契約部調達課長

健康福祉総務課長

健康医療政策課長

健康推進課長

精神保健課長

こころの健康センター所長

保健センター所長（保健所長が指名する者）

保健医療課長

感染症対策課長

食品衛生課長

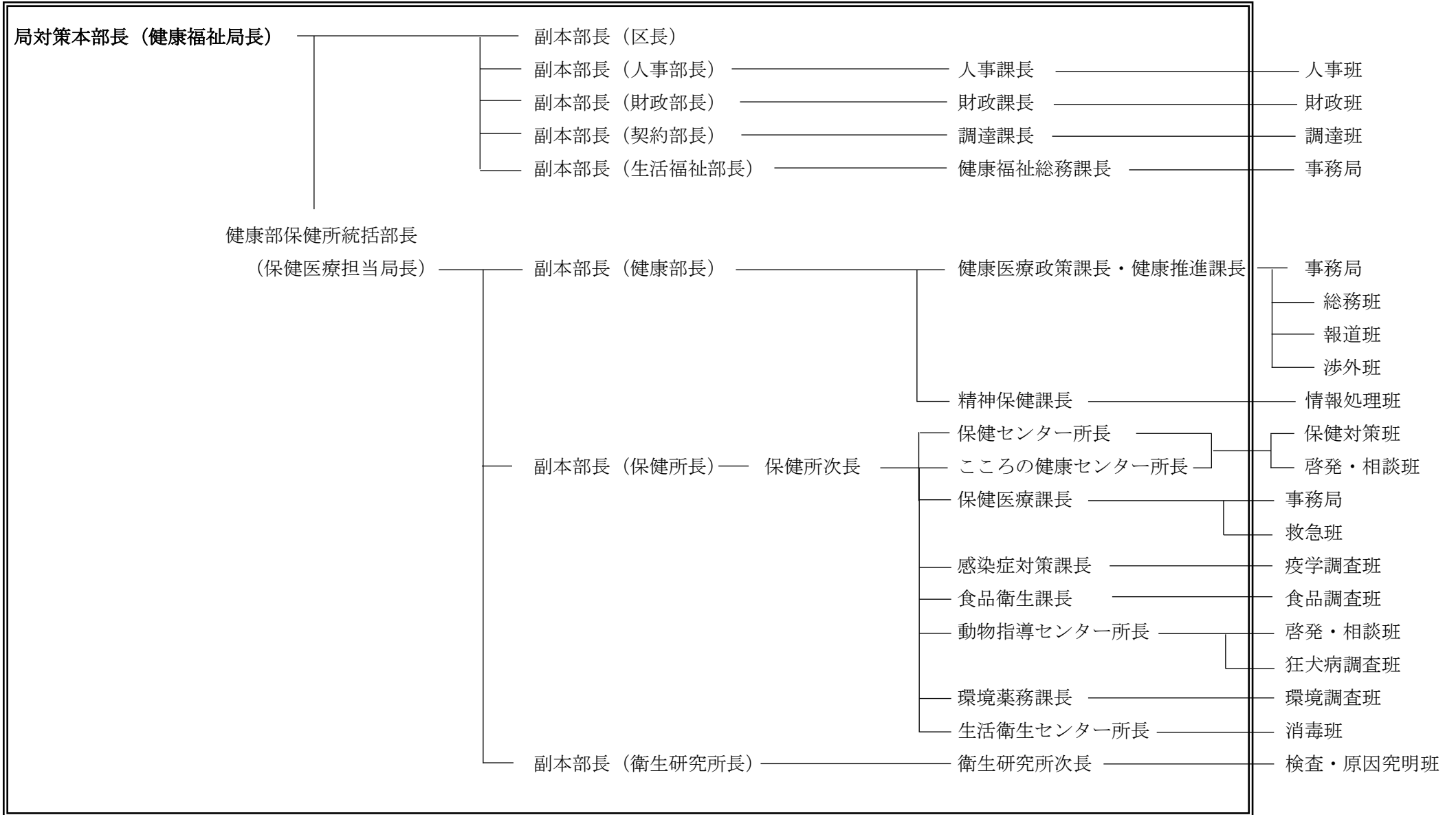
動物指導センター所長

環境薬務課長

生活衛生センター所長

衛生研究所次長

健康福祉局 健康危機管理対策本部 体制



関係者：堺市医師会、堺市歯科医師会、狭山美原歯科医師会、堺市薬剤師会、堺市獣医師会、堺市立総合医療センター、大阪府、厚生労働省、関係地元警察、消防局その他庁内関係部局

## 健康福祉局 健康危機管理対策本部 各班の構成表

班名	主 担 課 班長－副班長－班員	事 務 内 容
事務局	健康福祉総務課 課長－課長補佐－課職員	① 対策本部の事務局事務
	健康医療政策課・健康推進課 課長－課長補佐－課職員	
	保健医療課 課長－課長補佐－課職員	
人事班	人事課 課長－課長補佐－課職員	①他部局職員の応援調整
財政班	財政課 課長－課長補佐－課職員	①資機材等の購入予算調整
調達班	調達課 課長－課長補佐－課職員	①資機材等の購入調整
総務班	健康医療政策課・健康推進課 課長－課長補佐－課職員	①人・資機材・予算等必要なものの基礎資料作成 及び 各班の円滑な業務遂行の支援
報道班	健康医療政策課・健康推進課 課長－課長補佐－課職員	①報道機関への情報・資料提供 ②被害拡大防止のための、報道機関等を通じた広報・啓発
渉外班	健康医療政策課・健康推進課 課長－課長補佐－課職員	①国・府・他市、他部局・議会等への情報提供 ②来客・陳情等への対応 ③協力支援団体・ボランティア等への対応
情報 処理班	精神保健課 課長－課長補佐－課職員	①対策本部各班からの情報収集・集約 ②保健対策情報の提供
保 健 対策班	保健センター 所長－所次長－センター職員	①高齢者・要援護者・障害者等の状況調査 ②健康被害者等の症状調査・保健指導・健康相談
	こころの健康センター 所長－所次長－センター職員	①健康被害者等の症状調査・保健指導・健康相談
啓 発 相談班	保健センター 所長－所次長－センター職員	①被害拡大防止等の保健指導・健康相談 ②医療・被害拡大防止等の市民相談対応、診療情報の提供
	こころの健康センター 所長－所次長－センター職員	①被害拡大防止等の保健指導・健康相談 ②医療・被害拡大防止等の市民相談対応、診療情報の提供
	動物指導センター 所長－所長代理－センター職員	①被害拡大防止等への市民相談対応、各種情報の提供
検査・原 因究明班	衛生研究所 所次長－総括研究員－所職員	①採取した検体検査・分析 ②原因究明、汚染源・経路の究明
疫 学 調査班	感染症対策課 課長－課長補佐－課職員	①疫学調査の実施 ②原因究明、汚染源・経路の究明 ③健康被害拡大防止対策 ④疫学関係の各種調査資料の電算処理及び管理
救急班	保健医療課 課長－課長補佐－課職員	①医療の確保と保健センター・医療機関等への情報提供 ②医療に関する窓口 ③救命救急に関する連絡調整
食 品 調査班	食品衛生課 課長－課長補佐－課職員	①喫食調査 ②喫食食品等の製造・保管・運搬・原材料等の調査・検体採取 ③汚染源・経路の究明 ④関係者への検便指示

狂犬病 調査班 (動物関 連のみ)	動物指導センター 所長－所長代理－センター職員	①罹患疑動物の鑑定及び疫学調査の実施 ②感染動物・経路の究明 ③動物への感染拡大防止 ④狂犬病関係の各種調査資料の管理
環 境 調査班	環境業務課 課長－課長補佐－課職員	①検体採取と施設監視指導 ②原因究明、汚染源・経路の究明
消毒班	生活衛生センター 所長－所長代理－センター 職員	①地域・施設等の汚染拡大防止のための消毒 ②ねずみ族・昆虫等の駆除

## 健康福祉局健康危機管理対策本部業務分担

### 1. 局対策本部会議

局対策本部会議は、本部長、健康部保健所統括部長、副本部長及び本部員で構成し、本部長は、第2条に規定する事項について必要な対策を実施するものとする。

### 2. 健康部保健所統括部長（保健医療担当局長）の業務

健康部保健所統括部長は、健康部及び保健所に属する副本部長を指揮し、統括を行うものとする。

### 3. 副本部長（区長）の業務

副本部長は、所管する区役所職員の動員調整及び区域内の地元調整を行うものとする。

### 4. 副本部長（人事部長）の業務

副本部長は、次の本部員を指揮し、局対策本部各班の人員確保の業務を行うものとする。

(1) 人事課長 人事班を指揮し、他部局に応援を依頼する場合に人員の調整を行う。

### 5. 副本部長（財政部長）の業務

副本部長は、次の本部員を指揮し、局対策本部各班の予算の確保の業務を行うものとする。

(1) 財政課長 財政班を指揮し、資材・機材購入等の予算の確保について調整を行う。

### 6. 副本部長（契約部長）の業務

副本部長は、次の本部員を指揮し、局対策本部各班の資材、機材の確保の業務を行うものとする。

(1) 調達課長 調達班を指揮し、資材・機材の購入等について調整を行う。

### 7. 副本部長（生活福祉部長）の業務

副本部長は、次の本部員を指揮し、局対策本部の事務局を総括し、社会秩序回復の業務を行うものとする。

(1) 健康福祉総務課長 局対策本部の庶務を総括し、社会秩序を回復するための業務を行う。

### 8. 副本部長（健康部長）の業務

副本部長は、次の本部員を指揮し、情報の集約、局対策本部の庶務と対外及び支援関係の窓口業務等を行う。

(1) 健康医療政策課長・健康推進課長 局対策本部の庶務を行うとともに、次の班を指揮し、人員、資機材、予算、報道機関等及び対外並びに支援活動関係の窓口業務を行う。

ア 総務班 人員、資機材、予算等必要なものの基礎資料の作成業務を行う。

イ 報道班 報道関係機関への情報提供の窓口業務を行う。

ウ 渉外班 厚生労働省、大阪府等への報告、協議等を行うとともに、協力・支援団体並びにボランティア等との渉外業務を行う。

(2) 精神保健課長 情報処理班を指揮し、情報の収集及び提供並びにその事務処理を行う。

ア 情報処理班 次の業務を行う。

(ア) 保健所対策本部各班の情報を集約する。

(イ) 各保健センター等に保健対策情報の提供を行う。

### 9. 副本部長（保健所長）の業務

副本部長は、次の本部員を指揮し、局対策本部の庶務、原因究明、健康被害拡大の防止及び再発防止の業務等を行うものとする。

- (1) 保健医療課長 救急班を指揮し、局対策本部の庶務を行う。
  - ア 救急班 次の業務を行う。
    - (ア) 初期診療、二次医療、三次医療等の医療及び病床を堺市医師会、堺市立総合医療センター等の協力を得て確保し、関係機関に情報提供する。
    - (イ) 医療に関する局対策本部の窓口業務を行うとともに各保健センターに医療情報の提供を行う。
    - (ウ) 救命救急に関する連絡調整を行う。
- (2) 感染症対策課長 疫学調査班を指揮し、疫学調査、原因究明等を行うとともに感染症の二次感染による拡大及び再発防止のための業務を行う。
  - ア 疫学調査班 疫学調査の項目、範囲等を定めて調査を行い、食品調査班、環境調査班、検査班等の情報から原因究明及び汚染源・経路の究明を行うとともに、健康被害拡大防止対策並びに疫学関係の各種資料の電算処理及びその管理を行う。
- (3) 食品衛生課長 食品調査班を指揮し、食中毒の原因究明、健康被害の拡大及び再発防止のための業務を行う。
  - ア 食品調査班 次の業務を行う。
    - (ア) 食品衛生監視員をもって、喫食調査、食材調査、疫学調査等を行うとともに、原因特定のための検体を採取し、当該検体に係る検査を衛生研究所に依頼する。
    - (イ) 食品衛生関係施設における健康被害の拡大及び再発防止を図るため、必要に応じ、施設の管理者等へ口頭又は文書等で施設等の適正管理の徹底を指導する。
    - (ウ) 汚染源・経路の究明及び関係者への検便の指示等を行う。
- (4) 動物指導センター所長 次の班を指揮し、狂犬病対策班、健康被害の拡大、再発防止並びに啓発、市民相談等の業務を行う。
  - ア 狂犬病対策班 狂犬病予防員及び健康部獣医師による動物における狂犬病鑑定及び疫学調査等を行うとともに、確定診断のための検体採取等を行う。
  - イ 啓発・相談班 市民への健康被害拡大防止や再発防止指導等の啓発と各種相談に応じる。
- (5) 環境業務課長 環境調査班を指揮し、有害物質、飲料水汚染、医薬品に起因する健康被害の情報収集及び調査並びに被害拡大及び再発防止の業務を行う。
  - ア 環境調査班 次の業務を行う。
    - (ア) 環境衛生監視員、薬事監視員等で編成し、原因調査のために施設等への立入検査及び検体採取を行い、当該検体に係る検査を衛生研究所に依頼する。
    - (イ) 環境衛生関係施設における健康被害の拡大及び再発防止を図るため、必要に応じ、施設の管理者等へ口頭又は文書等で有害物質等の適正管理の徹底を指導する。
    - (ウ) 原因究明のため、汚染源及び経路の特定を行う。
- (6) 生活衛生センター所長 消毒班を指揮し、消毒その他の業務を行う。
  - ア 消毒班 必要に応じ、地域、施設等の汚染拡大防止のための消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除の業務を行う。
- (7) 保健センター所長 次の各班を指揮し、状況・症状調査、保健指導及び健康被害の拡大、再発防止並びに保健指導の啓発、市民相談等の業務を行う。
  - ア 保健対策班 高齢者、要援護者（児童、難病患者、在宅で医療等を受けている者、ハイリスク妊婦等をいう。）や障害者等の状況調査、健康被害者及びその家

族の症状調査・保健指導・健康相談等の保健対策を行う。

イ 啓発・相談班 市民への健康被害拡大防止や保健指導等の啓発と各種相談に応じる。

(8) こころの健康センター所長 次の各班を指揮し、状況・症状調査、保健指導及び健康被害の拡大、再発防止並びに保健指導の啓発、市民相談等の業務を行う。

ア 保健対策班 健康被害者及びその家族の症状調査・保健指導・健康相談等の保健対策を行う。

イ 啓発・相談班 市民への健康被害拡大防止や保健指導等の啓発と各種相談に応じる。

#### 10. 副本部長（衛生研究所長）の業務

副本部長は、次の本部員を指揮し、原因究明等の業務を行うものとする。

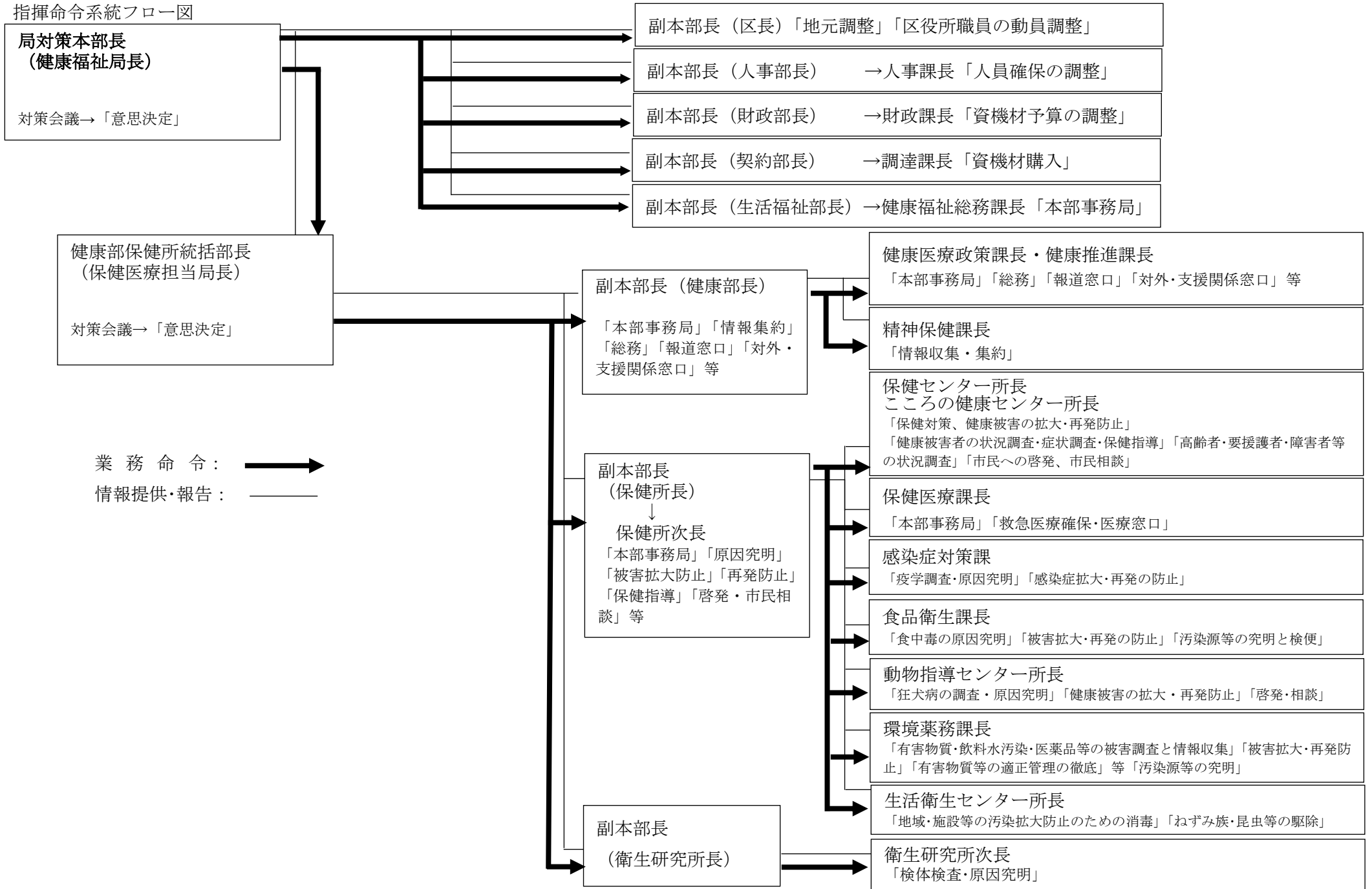
(1) 衛生研究所次長 検査究明班を指揮し、原因物質の特定を行い、保健所対策本部に報告する。また、健康被害者等から採取された検体が多数になるとき、若しくは、原因究明が困難なときは、検査実施可能な機関を確保し検査を依頼する。

ア 検査究明班 原因、汚染源及びその経路の究明のため、迅速に検体検査を実施し、原因物質の特定を行う。



別表第5

指揮命令系統フロー図



# 食中毒健康危機管理対策要領

制 定 平成14年1月28日

最新改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、堺市健康危機管理総合基本指針（平成14年制定）に基づき、食中毒（疑いを含む。以下同じ。）を未然に防止するとともに、発生時対応の迅速化及び効率化を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「食中毒」とは、食品、添加物、器具、容器包装、玩具等に含まれ、又は付着した微生物、化学物質、自然毒等を摂取することにより身体上の機能に障害を生じさせることをいう。

(発生予防)

第3条 食品衛生課長は、情報収集、監視指導、採取検査及び啓発活動により、常に食中毒の発生を未然に防止するよう努めるとともに、健康危機予防委員会（平成14年設置）にその内容等を報告するものとする。

2 食品衛生課長は、食中毒について迅速に調査を行うため、必要な器具及び機材類を常に良好な状態で保管するように努めるものとする。

3 食品衛生課長は、食中毒発生時において適切な対応を行うため、常に食中毒に関する文献及び資料の収集に努めるものとする。

4 食品衛生課長は、食中毒発生時において迅速かつ的確な対応が行えるよう、食品衛生監視員の技術及び資質の向上に努めるものとする。

5 食品衛生課長は、堺市広報その他の広報媒体、講習会等の活用により食中毒予防に関する情報の提供を行うものとする。

(情報の収集・分析及び提供)

第4条 堺市保健所（以下「保健所」という。）は、食中毒の発生予防及び発生後の被害拡大防止のため、国、大阪府及び近隣の市町村と情報を共有するとともに、市民等からの食中毒に関する情報の収集及び分析に努めるものとする。

2 保健所長は、食中毒に関する情報を市民に提供する必要があると認めるときは、健康部長と協議の上、情報提供の可否を決定するものとする。この場合において、保健所長は、必要に応じ、関係部局及び市議会にその旨を報告するものとする。

3 前項の情報提供は、広報、報道機関等を通じて行うものとする。

4 保健所は、食中毒に関する専門家の意見を聴くため、学識経験者等の名簿を常時整備しておくものとする。

(初動活動)

第5条 食品衛生課長は、市民、医療機関、保健センター等から健康被害発生の届出があったときは、直ちに保健所長に報告するものとする。

2 保健所長は、食中毒を探知し、その被害拡大の兆候を認めたときは、別表第1に掲げる職にある者及び保健所の医師のうち保健所長が指名する者による所内対策会議を開催し、次の事項を検討及び協議の上、調査内容等を決定し、所属職員にその旨を指示するものとする。

(1) 食中毒届出の状況把握と分析

(2) 初動体制担当課の選定、調査の方法及び役割分担（堺市衛生研究所（以下「衛生研究所」という。）に関するものを含む。）

(3) 健康被害の周知

(4) 健康被害拡大の予測及び防止対策

(5) 初動調査の対象者及び当該施設所管担当課への連絡

3 食品衛生課長は、前項の規定による指示を受けたときは、堺市食中毒調査マニュアル（平成12年制定）に基づき、直ちに初動調査を行うよう所属職員に命じるものとする。

4 食品衛生課職員は、前項の規定による命を受けたときは、直ちに届出医療機関等に出向き、健康被害者の状態を調査するものとする。この場合において、当該職員は、健康被害者と同様の症状を呈している者の有無の調査を行うとともに、他の医療機関等に対しても健康被害者の

有無を確認し、同様の調査を実施するものとする。

- 5 保健所長は、前項の調査の結果、更に調査を行う必要があると判断したときは、調査の対象となる範囲を指定して、健康被害者の喫食状況及び健康調査を実施するものとする。
- 6 食品衛生課長は、初動調査による有症者に対して、医療機関への早期受診を勧奨するものとする。
- 7 保健所長は、必要があると認めたときは、第2項に定める項目の全部又は一部について、健康部、保健センター、健康福祉総務課、市議会事務局、消防局、別表第2に掲げる機関又は団体（以下「関係機関等」という。）並びに市議会議員及び市民に対し、適宜、情報提供するものとする。

（集団発生時）

第6条 保健所長は、多数の健康被害者又は重症の健康被害者が発生し、又は発生のおそれがあると判断したときは、別表第3に定める食中毒健康被害対策本部等設置基準に基づき、健康部長と協議し、堺市保健所健康危機管理対策本部等（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

- 2 対策本部の業務分担等については、堺市保健所健康危機管理対策本部要領（平成14年制定）の定めるところによるものとする。

（検査体制）

第7条 食中毒発生時の検査は、衛生研究所が行うものとする。

（休日及び勤務時間外）

第8条 堺市の休日に関する条例（平成2年堺市条例第20号）第2条に規定する市の休日及び堺市職員の勤務時間、休暇等に関する規程（昭和46年庁達第3号）第2条に規定する勤務時間外に食中毒発生の通報を受けた職員は、別表第4に定める緊急連絡網によって連絡するものとする。この場合において、連絡を受けた所属長は、必要に応じて所属職員を招集し、円滑な対応を図らなければならない。

（改善方策の作成）

第9条 食品衛生課長は、発生した食中毒に係る事後評価に基づき、必要に応じ、関係者及び関係機関等と協議し、食中毒の発生を防ぐ方法等の改善策を作成し、所内対策会議及び各対策本部に報告するものとする。

（資料の管理）

第10条 食品衛生課長は、発生した食中毒に係る資料を適切に管理するものとする。

（委任）

第11条 この要領に定めるもののほか、食中毒の調査及び処理等に関し必要な事項は保健所長が定める。

別表第1

保健所長  
衛生研究所長  
保健所次長  
健康医療政策課長  
健康推進課長  
保健医療課長  
感染症対策課長  
食品衛生課長  
環境薬務課長  
食品衛生課課長補佐  
感染症対策課感染症係長  
食品衛生課広域監視係長

別表第2

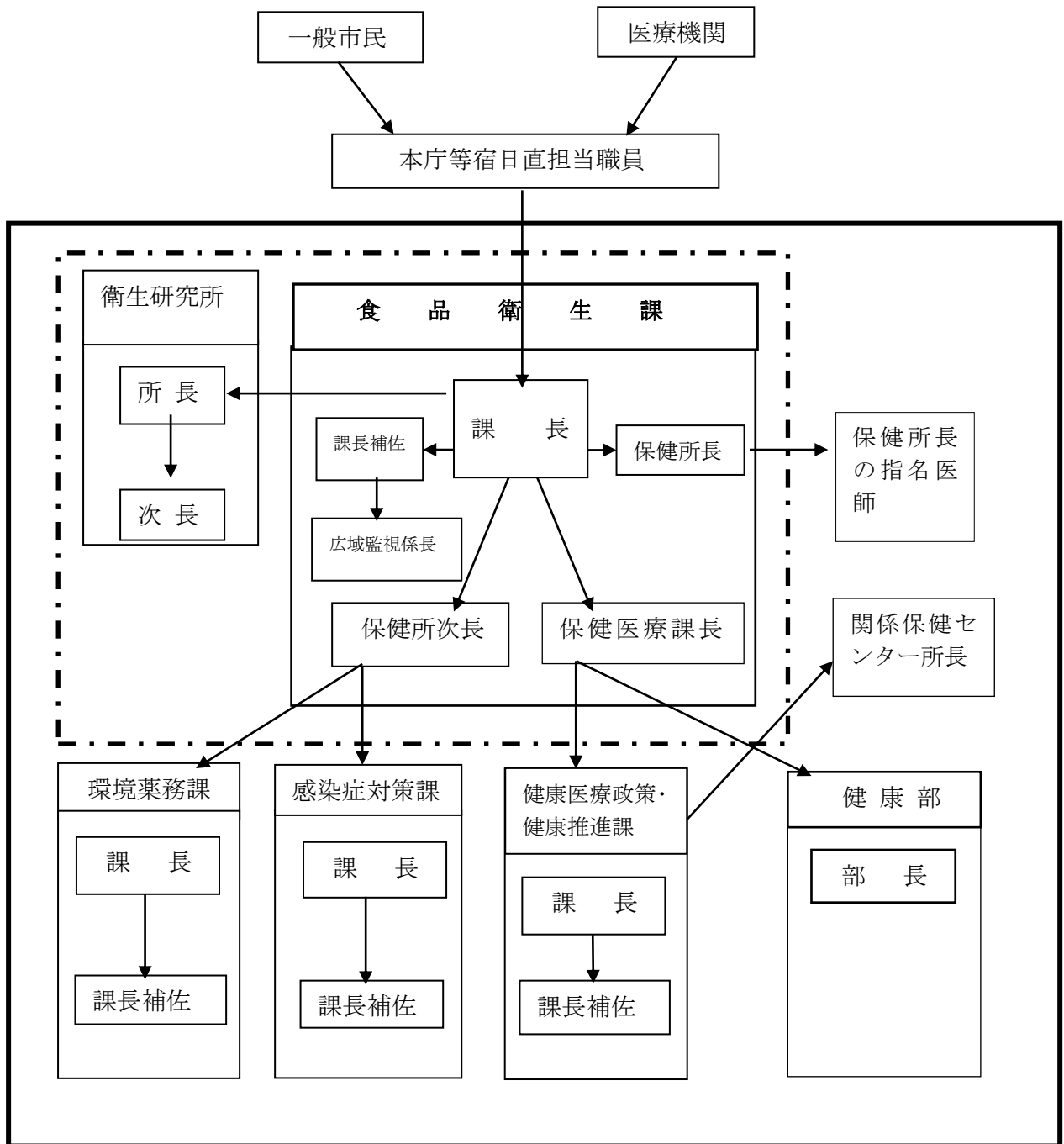
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課  
大阪府健康医療部生活衛生室食の安全推進課  
大阪府警察本部堺警察署生活安全課  
堺市医師会  
堺市薬剤師会  
堺市立総合医療センター  
堺市食品衛生協会

## 食中毒健康被害対策本部等設置基準

レベル	健康被害状況又は発生時の危険度	有症者等の規模等	体制
1	・被害発生のおそれがあり、警戒・情報収集・連絡体制の確保の必要があるとき。		食品衛生課 疫学担当職員
2	・被害が発生し、応急対策及び拡大の警戒体制を整える必要があるとき。	・有症者 100 人未満 ・入院患者 10 人未満	食品衛生課全職員 所内対策会議構成員
3	・相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急対策及び警戒体制を実施する必要があるとき。	・有症者 500 人未満 ・入院患者 50 人未満 ・死亡 1 人	保健所 対策本部設置
4	・大規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急対策及び警戒体制を強化し実施する必要があるとき。	・有症者 1000 人未満 ・入院患者 100 人未満 ・死亡 2 人	健康福祉局 対策本部設置
5	・全市的に大規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、市全体が全力をあげて応急対策及び防災活動を実施する必要があるとき。	・有症者 1000 人以上 ・入院患者 100 人以上 ・死亡 3 人以上	市対策本部設置

※ 「有症者等の規模等」欄の項目のいずれかが発生又はそのおそれがあるとき。

日曜日、土曜日及び祝日並びに勤務時間外における連絡網（食中毒）



┌───┐ 枠内 発生当初の対応

└───┘ 枠内 以後、集団発生が疑われるときの対応

# 感染症健康危機管理対策要領

制 定 平成14年1月28日  
最新改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、堺市健康危機管理総合基本指針（平成14年制定）に基づき、感染症の発生（疑いを含む。以下同じ。）を未然に防止するとともに、発生時対応の迅速化及び効率化を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第1項に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

(発生予防)

第3条 感染症対策課長及び動物指導センター所長は、情報収集及び啓発活動により、常に感染症の発生を未然に防止するよう努めるとともに、健康危機予防委員会（平成14年設置）にその内容等を報告するものとする。

2 感染症対策課長及び動物指導センター所長は、感染症発生時において適切な対応を行うため、常に感染症に関する文献及び資料の収集に努めるものとする。

3 感染症対策課長は、堺市広報その他の広報媒体、講習会等の活用により感染症予防に関する情報の提供を行うものとする。

(情報の収集・分析及び提供)

第4条 堺市保健所（以下「保健所」という。）は、感染症の発生予防及び発生後の被害拡大防止のため、感染症法第12条から16条に規定する感染症発生動向調査事業の情報を国及び大阪府と共有するとともに、堺市衛生研究所（以下「衛生研究所」という。）とともに発生状況の分析及び評価を行うものとする。

2 保健所長及び衛生研究所長は、感染症に関する情報を市民に提供する必要があると認めるときは、健康部長と協議の上、情報提供の可否を決定するものとする。この場合において、保健所長及び衛生研究所長は、必要に応じ、関係部局及び市議会にその旨を報告するものとする。

3 前項の情報提供は、広報、報道機関等を通じて行うものとする。

4 保健所は、感染症に関する専門家の意見を聴くため、学識経験者等の名簿を常時整備しておくものとする。

(初動活動)

第5条 感染症対策課長は、市民、医療機関、保健センター等から健康被害発生の届出があったときは、直ちに保健所長に報告するものとする。

2 保健所長は、感染症を探知し、その被害拡大の兆候を認めるとき又は新型インフルエンザが海外で発生した疑いがある段階以降において必要があると認めるときは、別表第1に掲げる職にある者及び保健所の医師のうち保健所長が指名する者による所内対策会議を開催し、次の事項を検討及び協議の上、調査内容等を決定し、所属職員にその旨を指示するものとする。

(1) 感染症届出の状況把握と分析

(2) 初動体制担当課の選定、調査の方法及び役割分担（衛生研究所に関するものを含む。）

(3) 健康被害の周知

(4) 健康被害拡大の予測及び防止対策

(5) 初動調査の対象者及び当該施設所管担当課への連絡

3 感染症対策課長は、前項の規定による指示を受けたときは、感染症対策マニュアル（平成13年制定）に基づき、必要に応じて保健所内関係課員とともに迅速に初動調査を行うよう所属職員に命じるものとする。

4 感染症対策課職員は、前項の規定による命を受けたときは、直ちに届出医療機関等に出向き、

健康被害者の状態を調査するものとする。この場合において、当該職員は、健康被害者と同様の症状を呈している者の有無の調査を行うとともに、他の医療機関等に対しても健康被害者の有無を確認し、同様の調査を実施するものとする。

5 保健所長は、前項の調査の結果、更に調査を行う必要があると判断したときは、調査の対象となる範囲を指定して、健康被害者の健康調査及び喫食状況等調査を実施するものとする。

6 感染症対策課長は、初動調査による有症者に対して、医療機関への早期受診を勧奨するものとする。

7 保健所長は、必要があると認めるときは、第2項に定める項目の全部又は一部について、健康部、保健センター、健康福祉総務課、市議会事務局、消防局、別表第2に掲げる機関又は団体（以下「関係機関等」という。）並びに市議会議員及び市民に対し、適宜、情報提供するものとする。

（集団発生時）

第6条 保健所長は、多数の健康被害者又は重症の健康被害者が発生し、又は発生のおそれがあると判断したとき若しくは新型インフルエンザが海外で発生した疑いがある段階以降において必要があると認めるときは、別表第3に定める感染症健康被害対策本部等設置基準に基づき、健康部長と協議し、堺市保健所健康危機管理対策本部等（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

2 対策本部の業務分担等については、堺市保健所健康危機管理対策本部要領（平成14年制定）の定めるところによるものとする。

（検査体制）

第7条 感染症発生時の検査は、衛生研究所が行うものとする。

（休日及び勤務時間外）

第8条 堺市の休日に関する条例（平成2年堺市条例第20号）第2条に規定する市の休日及び堺市職員の勤務時間、休暇等に関する規程（昭和46年庁達第3号）第2条に規定する勤務時間外に感染症発生の通報を受けた職員は、別表第4に定める緊急連絡網によって連絡するものとする。この場合において、連絡を受けた所属長は、必要に応じて所属職員を招集し、円滑な対応を図らなければならない。

（改善方策の作成）

第9条 感染症対策課長は、発生した感染症に係る事後評価に基づき、必要に応じ、関係者及び関係機関等と協議し、感染症の発生を防ぐ方法等の改善策を作成し、所内対策会議及び各対策本部に報告するものとする。

（資料の管理）

第10条 感染症対策課長は、発生した感染症に係る資料を適切に管理するものとする。

（委任）

第11条 この要領で定めるもののほか、感染症の調査及び処理等に関し必要な事項は保健所長が定める。



別表第 1

保健所長  
衛生研究所長  
保健所次長  
健康医療政策課長  
健康推進課長  
保健医療課長  
感染症対策課長  
食品衛生課長  
動物指導センター所長  
環境薬務課長  
生活衛生センター所長  
感染症対策課感染症係長  
食品衛生課広域監視係長

別表第 2

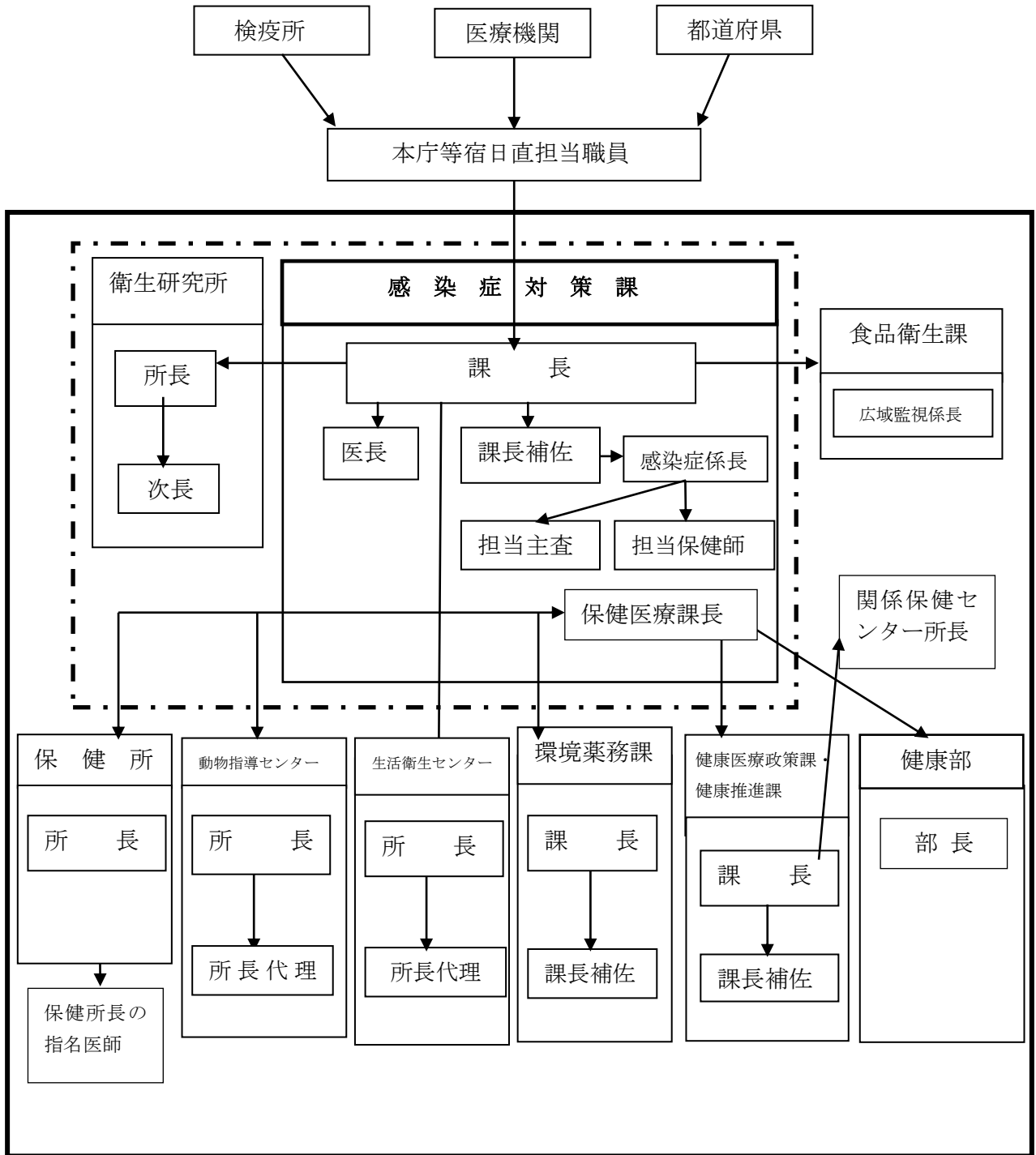
厚生労働省健康局結核感染症課  
大阪府健康医療部保健医療室医療対策課・感染症対策課  
大阪府警察本部堺警察署生活安全課  
堺市医師会  
堺市薬剤師会  
堺市獣医師会  
堺市立総合医療センター

## 感染症健康被害対策本部等設置基準

	所内対策会議	保健所対策本部	健康福祉局 対策本部	市対策本部
一類 感染症			・疑似患者発生 (1人以上)	・真性患者発生 (1人以上)
二類 (結核を除く) 感染症	・軽症患者 10人未満 ・重症患者 1人	・軽症患者 10人以上 30人未満 ・重症患者 2人以上 10人未満 ・死亡 1人	・軽症患者 30人以上 50人未満 ・重症患者 10人以上 20人未満 ・死亡 2人	・軽症患者 50人以上 ・重症患者 20人以上 ・死亡 3人以上
三類 感染症	・軽症患者 30人未満 ・重症患者 1人	・軽症患者 30人以上 50人未満 ・重症患者 2人以上 10人未満 ・死亡 1人	・軽症患者 50人以上 100人未満 ・重症患者 10人以上 20人未満 ・死亡 2人	・軽症患者 100人以上 ・重症患者 20人以上 ・死亡 3人以上
四類 感染症及び 五類 感染症	施設などにおける 集団感染が疑われ る場合	施設などにおける集団 感染が疑われる場合で ・軽症患者 100人以上 ・重症患者 10人以上 ・死亡 2人以上		
新型 インフル エンザ 等	新型インフルエンザ 等が海外で発生 した疑いがある場 合	新型インフルエンザ等 が海外で発生した疑い がある場合	新型インフルエン ザ等が海外で 発生した場合	政府対策本部及び 大阪府対策本部が 設置されたとき

- ① 各項目のいずれかが発生し、又はそのおそれがあるとき。
- ② 新型インフルエンザ等感染症及び新感染症（政令で定めるものをいう。）は、海外患者発生時（国内未発生期）において、政府対策本部及び大阪府対策本部が設置された場合、直ちに市対策本部を設置する。
- ③ 指定感染症は、政令により定められた区分に従い、対応を行うものとする。
- ④ 四類感染症及び五類感染症については、上表の基準にかかわらず、感染の拡大など社会的影響の大きさに応じて、保健所対策本部等を設置することができる。
- ⑤ 結核については、国通知に基づく集団感染の定義により報道提供が必要となった場合、社会的影響の大きさに応じて、保健所対策本部等を設置することができる。

日曜日、土曜日及び祝日並びに勤務時間外における連絡網（感染症）



┌───┐ 枠内 発生当初の対応

┌───┐ 枠内 以後、集団発生が疑われるときの対応

## 堺市狂犬病危機管理対策要領

制 定 平成 17 年 4 月 1 日  
最新改正 令和 4 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要領は、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号。以下「予防法」という。）に基づき、狂犬病の発生（疑いを含む。以下同じ。）予防及びまん延を防止するとともに、発生時における対応の迅速化及び効率化を図るため、必要な事項を定める。

(登録・予防注射の推進)

第2条 動物指導センター所長は、予防法の規定に基づき、飼い犬の登録、予防注射の実施と犬の抑留及び未登録・未注射犬の発見とその所有者に対する指導の徹底を図り、常に狂犬病の発生を未然に防止するように努める。

(国外からの侵入防止の徹底)

第3条 動物指導センター所長は、外国船員に対し、外国船内で飼育されている動物を不法上陸させないよう港湾事務所等と協力し周知、徹底に努める。

(情報の収集・分析及び提供)

第4条 堺市保健所（以下「保健所」という。）は、狂犬病の発生予防及びまん延防止のため、国、大阪府、大阪市及び近隣市町村と情報を共有するとともに、市民等からの狂犬病に関する情報の収集及び分析に努めるものとする。

2 保健所長は、狂犬病に関する情報を市民に提供する必要があると認めるときは、健康部長と協議の上、情報提供の可否を決定するものとする。この場合において、保健所長は、必要に応じ、関係部局及び市議会にその旨を報告するものとする。

3 前項の情報提供は、広報、報道機関を通じて行うものとする。

4 保健所は、狂犬病に関する専門家の意見を聴くため、学識経験者等の名簿を常時整備しておくものとする。

(初動活動)

第5条 動物指導センター所長は、動物病院等から予防法第 8 条の規定に基づく狂犬病の疑いのある動物を発見した旨の届出があったとき又は動物指導センターに収容した動物が狂犬病の疑いがあるときは、直ちに保健所長に報告するものとする。

2 保健所長は、動物指導センター所長から前項の報告を受けた場合には、直ちに大阪府及び厚生労働省へ通報するとともに、別表第 1 に掲げる職にある者による所内対策会議を開催し、次の事項を検討及び協議するものとする。

(1) 届出の状況把握と分析

(2) 初動体制担当課の選定、調査の方法及び役割分担

(3) 被害拡大の予測及び防止対策

(4) 初動調査の対象動物及び所管担当課への連絡

第6条 保健所長は、前条第 1 項の動物について、獣医師による鑑定の結果、狂犬病の疑いが強いと診断された場合、所内対策会議で協議の上、別表第 2 に定める狂犬病対策本部等設置基準に基づき堺市保健所健康危機管理対策本部等（以下「保健所対策本部」という。）を設置し、所属職員に前条第 2 項の初動活動について指示するものとする。

2 保健所対策本部の業務分担等については、堺市保健所健康危機管理対策本部要領（平成 14 年制定）の定めるところによるものとする。

3 保健所長及び動物指導センター所長は、第 1 項の規定による指示を受けたときは、狂犬病対応ガイドライン 2001（平成 13 年厚生労働省結核感染症課制定。以下「狂犬病対応ガイドライン」という。）に基づき、直ちに初動調査を行うよう狂犬病予防員及び保健所獣医師職員（以下「予防員等」という。）に命じるものとする。

4 予防員等は、前項の規定による命令を受けたときは、直ちに現地に出向き、次の事項を調査するものとする。この場合において、当該職員は、周辺地域においても有無を確認し、同様の調査を実施するものとする。

(1) 狂犬病の疑いのある動物の種類、所有者または発見者、発見場所及び日時と現保管場所等

(2) 動物の症状

- (3) 他の動物への感染の可能性の有無及びその範囲
  - (4) 人への感染の可能性
  - (5) 対応状況
- 5 予防員等は、前項の調査の結果、感染の疑いがあると判断した場合は、獣医師及び所有者に対し次の指示を行う。また、当該動物と同居している、又は接触のあったことが明らかな動物についても狂犬病の疑いのある動物として同様の指示を行うものとする。
- (1) 動物の保管・管理、隔離
  - (2) 殺害禁止
  - (3) 所有者等が動物から咬傷を受けた場合は、医療機関での治療、暴露後ワクチンの接種の指示
  - (4) 動物の観察
  - (5) 動物指導センターに収容した動物の場合は、公示し、所有者を探す
  - (6) 限定した疫学調査の実施
  - (7) 動物に対する措置の選択
- 6 保健所長は、必要があると認めるときは、前条第2項に定める項目の全部又は一部について、健康部、保健センター、健康福祉総務課、市議会事務局、消防局、別表第3に掲げる機関又は団体（以下「関係機関等」という。）並びに市議会議員及び市民に対し、適宜、情報提供するものとする。
- (確定診断依頼)
- 第7条 動物指導センター所長は、確定診断の必要があると判断し、動物を致死処分（収容動物の場合は処分前評価を行う）した場合又は動物の死体を所有者から引き渡された場合は、厚生労働省結核感染症課へ確定診断を依頼する。
- (確定診断結果の報告)
- 第8条 国からの通知に基づき動物指導センターは、感染症対策課、健康医療政策課及び健康推進課に報告する。
- (狂犬病発生時)
- 第9条 保健所は、確定診断により陽性と診断された場合、狂犬病対策本部等設置基準に基づき、健康部長と協議し、狂犬病対応ガイドラインに基づく現地連絡会議として、堺市狂犬病対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、中央及び地方連絡会議との連絡調整等を行うものとする。
- 2 市対策本部の業務分担等については、堺市健康危機管理対策本部要領（平成14年制定）の定めるところによるものとする。
- (休日及び勤務時間外)
- 第10条 堺市の休日に関する条例（平成2年堺市条例第20号）第2条に規定する市の休日及び堺市職員の勤務時間、休暇等に関する規程（昭和46年庁達第3号）第2条に規定する勤務時間外に通報を受けた職員は、別表第4に定める緊急連絡網によって連絡するものとする。この場合において、連絡を受けた所属長は、必要に応じて所属職員を招集し、円滑な対応を図らなければならない。
- (改善方策の作成)
- 第11条 動物指導センター所長は、発生した狂犬病にかかる事後評価に基づき、必要に応じ、関係者及び関係機関と協議し、狂犬病発生及びまん延を防ぐ方法等の改善策を作成し、所内対策会議及び各対策本部に報告するものとする。
- (資料の管理)
- 第12条 動物指導センター所長は、発生した狂犬病に係る資料を適切に管理するものとする。
- (委任)
- 第13条 この要領で定めるもののほか、狂犬病の調査及び処理等に関し必要な事項は、保健所長が定める。

別表第1

保健所長  
 衛生研究所長  
 保健所次長  
 保健医療課長  
 感染症対策課長  
 食品衛生課長  
 動物指導センター所長  
 環境薬務課長  
 生活衛生センター所長  
 健康医療政策課長  
 健康推進課長

別表第2

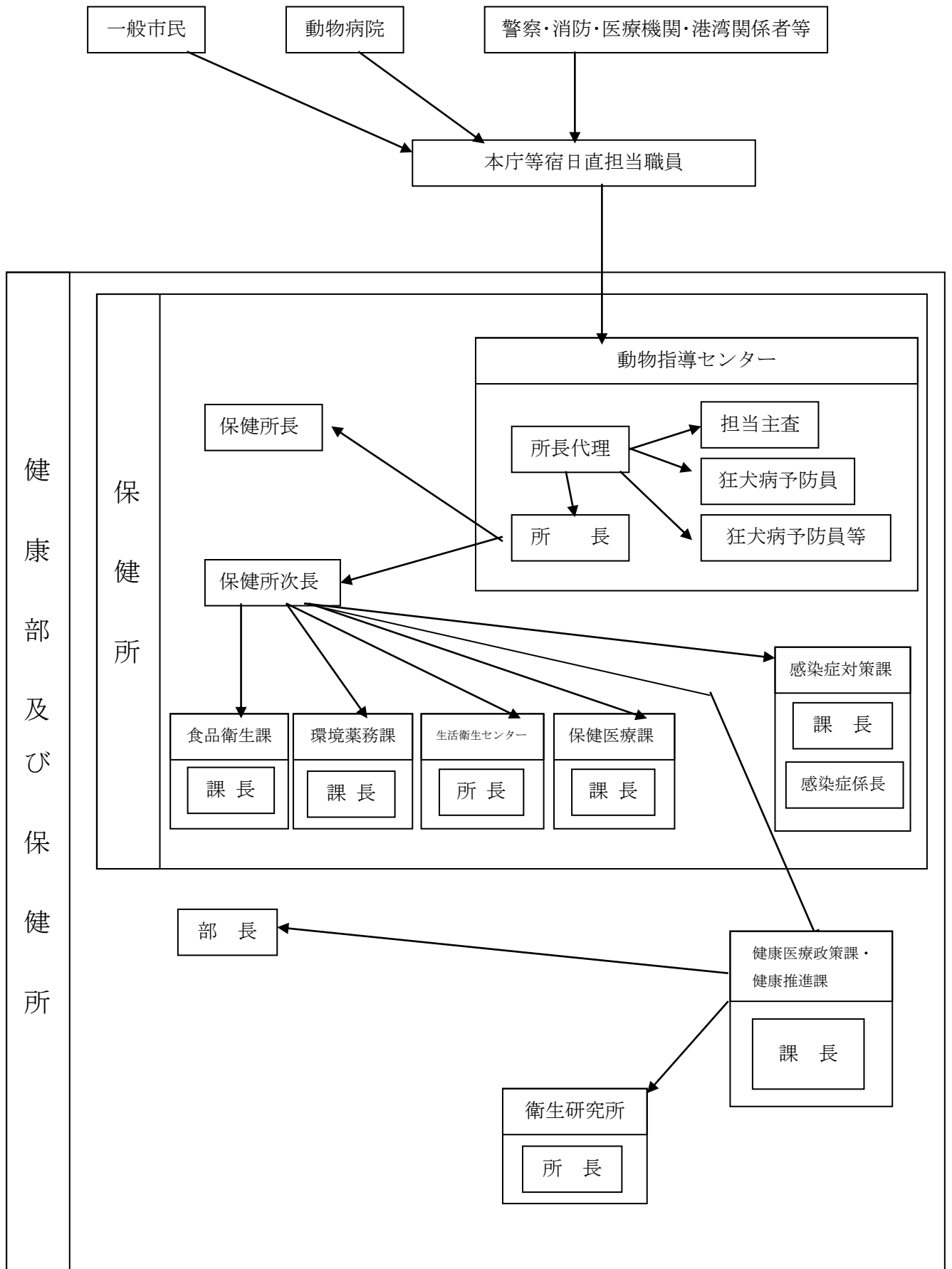
狂犬病対策本部等設置基準

レベル	危険度	罹患動物の数	体制
1	市民、動物病院等から狂犬病の疑いがある動物発見の通報があったとき。	疑い	所内対策会議
2	獣医師により狂犬病の疑いがあると診断されたとき。	疑い	保健所対策本部
3	確定診断の結果、狂犬病と診断されたとき。	1	堺市対策本部

別表第3

厚生労働省健康局結核感染症課  
大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課  
大阪市健康局健康推進部生活衛生課  
高槻市健康福祉部保健所保健衛生課  
東大阪市健康部保健所食品衛生課  
豊中市健康医療部保健安全課  
枚方市健康福祉部保健所保健衛生課  
八尾市健康福祉部保健衛生課  
寝屋川市健康部保健衛生課  
吹田市健康医療部衛生管理課  
大阪府警察本部堺警察署生活安全課  
堺市医師会  
堺市歯科医師会  
狭山美原歯科医師会  
堺市薬剤師会  
堺市獣医師会  
堺市立総合医療センター

日曜日、土曜日及び祝日並びに勤務時間外における連絡網





# 有害物質健康危機管理対策要領

制 定 平成14年1月28日  
最新改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、堺市健康危機管理総合基本指針（平成14年制定）に基づき、有害物質による健康被害を未然に防止するとともに、発生時対応の迅速化及び効率化を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「有害物質による健康被害」とは、毒物、劇物等心身に害を及ぼす化学物質により、市民の生命又は健康に直接重大な影響を与え、又はそのおそれのある事態をいう。

(発生予防)

第3条 環境業務課長は、情報収集、監視指導及び啓発活動により、常に有害物質による健康被害の発生を未然に防止するよう努めるとともに、健康危機予防委員会（平成14年設置）にその内容等を報告するものとする。

- 2 環境業務課長は、有害物質による健康被害の発生について、迅速に調査を開始するため、必要な器具及び機材類を常に良好な状態で保管するよう努めるものとする。
- 3 環境業務課長は、有害物質による健康被害の発生時において適切な対応を行うため、常に有害物質に関する文献及び資料の収集に努めるものとする。
- 4 環境業務課長は、堺市広報その他の広報媒体、講習会等の活用により、有害物質による健康被害の予防に関する情報の提供を行うものとする。
- 5 環境業務課長は、市内医療機関における有害物質による健康被害に対する治療その他の措置に必要な医薬品等の備蓄状況を把握するよう努めるものとする。
- 6 環境業務課長は、有害物質による健康被害の発生時において迅速かつ的確な対応が行えるよう、環境衛生監視員の技術及び資質の向上に努めるものとする。

(情報の収集・分析及び提供)

第4条 堺市保健所（以下「保健所」という。）は、有害物質による健康被害の発生予防及び発生後の被害拡大防止のため、国、大阪府及び近隣の市町村と情報を共有するとともに、市民等からの当該被害に関する情報の収集及び分析に努めるものとする。

- 2 保健所長は、有害物質による健康被害の情報を市民へ提供する必要があると認めるときは、健康部長と協議の上、情報提供の可否を決定するものとする。この場合において、保健所長は、必要に応じて、関係部局及び市議会にその旨を報告するものとする。
- 3 前項の情報提供は、広報、報道機関等を通じて行うものとする。

(初動活動)

第5条 環境業務課長は、市民、医療機関、保健センター等から有害物質による健康被害発生の届出があったときは、直ちに保健所長に報告するものとする。

- 2 保健所長は、有害物質による健康被害を感知し、その被害拡大の兆候を認めるときは、別表第1に掲げる職にある者及び保健所の医師のうち保健所長が指名する者による所内対策会議を開催し、次の事項を検討及び協議の上、調査内容等を決定し、所属職員にその旨を指示するものとする。
  - (1) 有害物質被害届出の状況把握と分析
  - (2) 初動体制担当課の選定、調査の方法及び役割分担（堺市衛生研究所（以下「衛生研究所」という。）に関するものを含む。）
  - (3) 健康被害の周知
  - (4) 健康被害拡大の予測及び防止対策
  - (5) 初動調査の対象者及び当該施設所管担当課への連絡

- 3 環境業務課長は、前項の規定による指示を受けたときは、堺市有害物質被害調査マニュアル（平成14年制定）に基づき、直ちに初動調査を行うよう所属職員に命じるものとする。
- 4 環境業務課職員は、前項の規定による命を受けたときは、直ちに有害物質による健康被害の発生現場、届出医療機関等に出向き、健康被害者の状態を調査するものとする。この場合において、当該職員は、健康被害者と同様の症状を呈している者の有無の調査を行うとともに、他

の医療機関等に対しても健康被害者の有無を確認し、同様の調査を実施するものとする。

- 5 環境業務課長は、初動調査による有症者に対して、医療機関への早期受診を勧奨するものとする。
- 6 保健所長は、第4項の初動調査の結果、更に調査を行う必要があると判断したときは、調査の対象となる範囲を指定して、健康被害状況及び健康調査を実施するものとする。
- 7 保健所長は、健康被害に係る原因物質が特定されたときは、健康被害者収容の医療機関、警察及び消防へ連絡するものとする。この場合において、保健所長は、日本中毒情報センターへその情報を提供するとともに治療法を照会し、当該センターから得た治療等に関する情報は堺市医師会を通じ、医療機関へ周知徹底を図るものとする。
- 8 保健所長は、必要があると認めるときは、第2項に定める項目の全部又は一部について、健康部、保健センター、健康福祉総務課、市議会事務局、消防局、別表第2に掲げる機関又は団体（以下「関係機関等」という。）並びに市議会議員及び市民に対し、適宜、情報提供するものとする。

（集団発生時）

第6条 保健所長は、多数の健康被害者又は重症の健康被害者が発生し、又は発生のおそれがあると判断したときは、別表第3に定める有害物質健康被害対策本部等設置基準に基づき、健康部長と協議し、堺市保健所健康危機管理対策本部等（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

- 2 対策本部の業務分担等については、堺市保健所健康危機管理対策本部要領（平成14年制定）の定めるところによるものとする。

（検査体制）

第7条 有害物質による健康被害発生時の検査は、衛生研究所が行うものとする。

（休日及び勤務時間外）

第8条 堺市の休日に関する条例（平成2年堺市条例第20号）第2条に規定する市の休日及び堺市職員の勤務時間、休暇等に関する規程（昭和46年庁達第3号）第2条に規定する勤務時間外に有害物質による健康被害の発生の通報を受けた職員は、別表第4に定める緊急連絡網によって連絡するものとする。この場合において、連絡を受けた所属長は、必要に応じて所属職員を招集し、円滑な対応を図らなければならない。

（改善方策の作成）

第9条 環境業務課長は、発生した有害物質による健康被害に係る事後評価に基づき、必要に応じ、関係者及び関係機関等と協議し、有害物質による健康被害の発生を防ぐ方法等の改善策を作成し、所内対策会議及び各対策本部に報告するものとする。

（資料の管理）

第10条 環境業務課長は、発生した有害物質による健康被害に係る資料を適切に管理するものとする。

（委任）

第11条 この要領で定めるもののほか、有害物質による健康被害の調査及び処理等に関し、必要な事項は保健所長が定める。

別表第1

保健所長  
衛生研究所長  
保健所次長  
健康医療政策課長  
健康推進課長  
保健医療課長  
感染症対策課長  
食品衛生課長  
環境薬務課長

別表第2

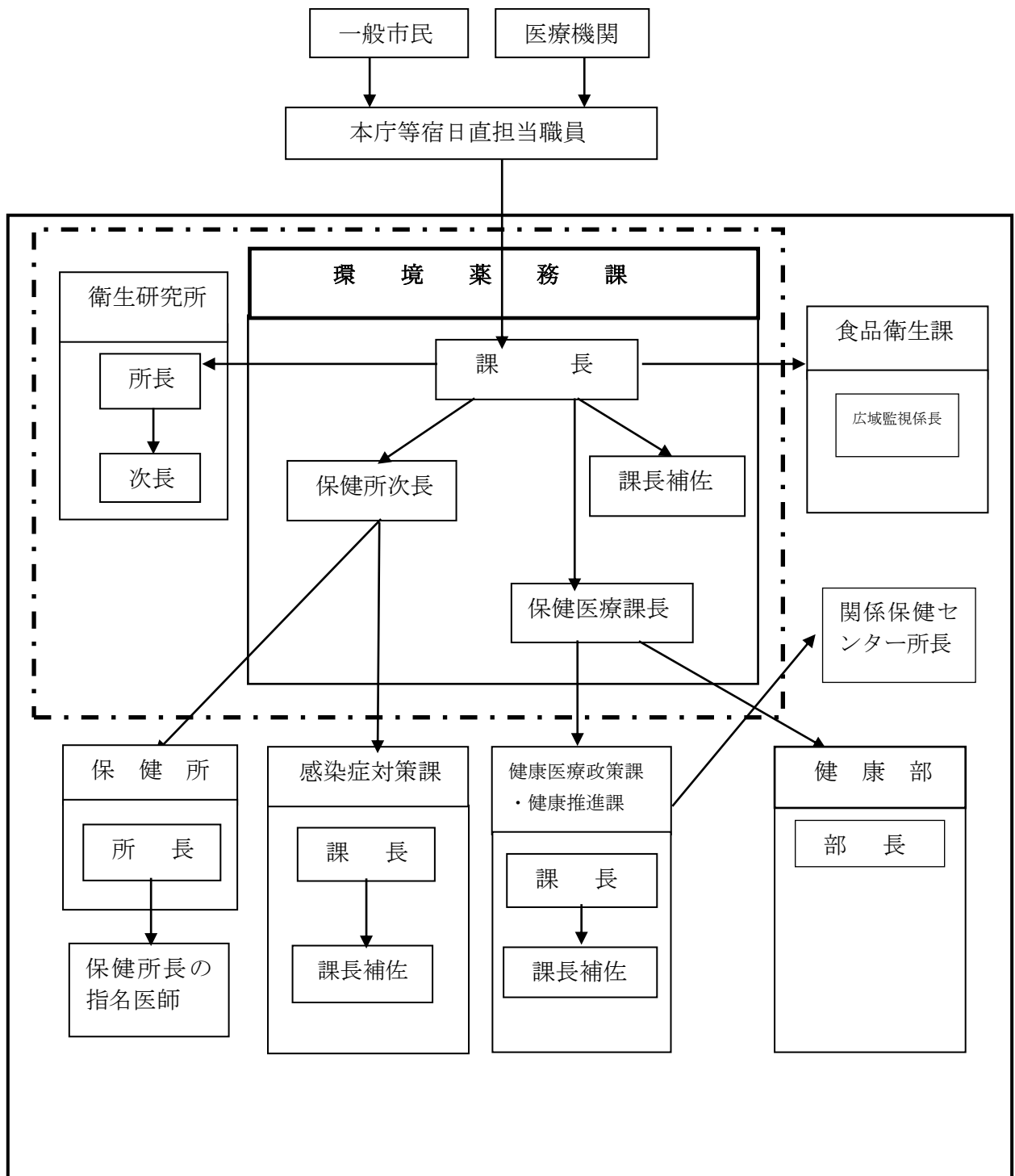
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、医薬品審査管理課化学物質安全対策室  
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課  
日本中毒情報センター  
大阪府健康医療部生活衛生室薬務課、環境衛生課  
大阪府警察本部堺警察署生活安全課  
堺市医師会  
堺市薬剤師会  
堺市立総合医療センター


## 有害物質健康被害対策本部等設置基準

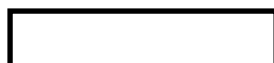
レベル	健康被害状況又は発生時の危険度	有症者等の規模等	体制
1	・被害発生のおそれがあり、警戒・情報収集・連絡体制の確保の必要があるとき。		環境薬務課職員
2	・被害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急対策及び警戒体制を整える必要があるとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者 10人未満</li> <li>・ 入院患者 1人</li> </ul>	環境薬務課全職員 所内対策会議構成員
3	・相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急対策及び警戒体制を実施する必要があるとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者 20人未満</li> <li>・ 入院患者 5人未満</li> </ul>	保健所 対策本部設置
4	・大規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急対策及び警戒体制を強化し実施する必要があるとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者 50人未満</li> <li>・ 入院患者 10人未満</li> <li>・ 死亡 1人</li> </ul>	健康福祉局 対策本部設置
5	・大規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、市全体が全力をあげて応急対策及び防災活動を実施する必要があるとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者 50人以上</li> <li>・ 入院患者 10人以上</li> <li>・ 死亡 2人以上</li> </ul>	市対策本部設置

※「有症者等の規模等」欄の項目のいずれかが発生又はそのおそれがあるとき。

日曜日、土曜日及び祝日並びに勤務時間外における連絡網（有害物質）



 枠内 発生当初の対応

 枠内 以後、集団発生が疑われるときの対応

# 飲料水汚染健康危機管理対策要領

制 定 平成 14 年 1 月 28 日  
最新改正 令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、堺市健康危機管理総合基本指針（平成 14 年制定）に基づき、飲料水を原因とする健康被害を未然に防止するとともに、発生時対応の迅速化及び効率化を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領において「飲料水」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）及び大阪府特設水道条例（昭和 33 年大阪府条例第 30 号）に基づく水道施設により供給される水道水
- (2) 水道事業から供給される水のみを水源とする水道のうち、水道法に該当しない小規模貯水槽水道施設により供給される水道水
- (3) 個人等が日常的に井戸等からくみ上げて飲用する水

(発生予防)

第 3 条 環境薬務課長は、情報収集、監視指導及び啓発活動により、常に飲料水の汚染による事故（以下「飲料水汚染事故」という。）を未然に防止するよう努めるとともに、健康危機予防委員会（平成 14 年設置）にその内容を報告するものとする。

- 2 環境薬務課長は、専用水道、簡易専用水道、特設水道及び小規模貯水槽式水道における施設の構造又は管理を緊急に改善することにより健康被害を回避することができることを認めるときは、当該水道施設に出向き、現場において科学的知見に基づき、客観的な調査を行い、当該施設の設置者に必要な改善を指示するものとする。
- 3 環境薬務課長は、飲料水汚染事故発生時において適切な対応を行うため、常に飲料水に関する文献及び資料の収集に努めるものとする。
- 4 環境薬務課長は、飲料水汚染事故発生時において迅速かつ的確な対応が行えるよう、環境衛生監視員等の技術及び資質の向上に努めるものとする。
- 5 環境薬務課長は、堺市広報その他の広報媒体、講習会等の活用により、飲料水汚染事故の予防に関する情報の提供を行うものとする。

(情報の収集・分析及び提供)

第 4 条 堺市保健所（以下「保健所」という。）は、飲料水汚染事故の発生予防及び発生後の被害拡大防止のため、上下水道局、国、大阪府及び近隣の市町村と情報を共有するとともに、市民等からの飲料水に関する情報の収集及び分析に努めるものとする。

- 2 保健所長は、飲料水汚染事故に関する情報を市民に提供する必要があると認めるときは、次の事項を整理の上、健康部長と協議し、情報提供の可否について決定するものとする。この場合において、保健所長は、必要に応じて、関係部局及び市議会にその旨を報告するものとする。
  - (ア) 水質等に異常（放射性物質による水質異常を含む。）が生じた飲料水の種類（市水道、専用水道、簡易専用水道、特設水道、小規模貯水槽水道、飲用井戸等）、発生日時及び発生場所（水道名及び施設名）
  - (イ) 健康被害の発生状況（症状、人数及び地域）
  - (ウ) 健康被害の拡大防止における関係者への周知の状況
  - (エ) 健康被害の原因と推定される物質や微生物等の種類
  - (オ) その他（市民相談・啓発の方法）

3 前項の情報提供は、広報、報道機関等を通じて行うものとする。

(初動活動)

第 5 条 環境薬務課長は、上下水道局若しくは専用水道、簡易専用水道、特設水道、小規模貯水槽式水道若しくは飲用井戸の設置者から、健康に影響すると思われる状況の報告があったとき、又は市民、医療機関、保健センター等から健康被害発生の届出があったときは、直ちに保健所長に報告するものとする。

- 2 保健所長は、飲料水汚染を探知し、その被害拡大の兆候を認めたときは、別表第 1 に掲げる職にある者及び保健所の医師のうち保健所長が指名する者による所内対策会議を開催し、次の

事項を検討及び協議の上、調査内容等を決定し、所属職員にその旨を指示するものとする。

- (1) 飲料水汚染事故届出の状況把握と分析
  - (2) 初動体制担当課の選定、調査の方法及び役割分担（堺市衛生研究所（以下「衛生研究所」という。）に関するものを含む。）
  - (3) 健康被害の周知
  - (4) 健康被害拡大の予測及び防止対策
  - (5) 初動調査の対象者及び当該施設所管担当課への連絡
- 3 環境薬務課長は、前項の規定による指示を受けたときは、堺市飲料水汚染事故調査マニュアル（平成14年制定）に基づき、直ちに初動調査を行うよう所属職員に命じるものとする。
- 4 環境薬務課職員は、前項の規定による命を受けたときは、飲料水汚染事故現場、届出医療機関等に出向き、健康被害者の状態を調査するとともに被害区域の概要を確認するものとする。この場合において、当該職員は、他の医療機関等に対しても健康被害者の有無を確認し、同様の調査を実施するものとする。
- 5 保健所長は、前項の調査の結果、更に調査を行う必要があると判断したときは、調査の対象となる範囲を指定して、健康被害状況調査及び健康調査を実施するものとする。
- 6 環境薬務課長は、初動調査による有症者に対して、医療機関への早期受診を勧奨するものとする。
- 7 保健所長は、専用水道、簡易専用水道、特設水道及び小規模貯水槽式水道の設置者に対して、判断の基準を明示して給水の停止、飲用井戸等の利用制限を行うことができるものとする。この場合において、給水を停止するときは、当該給水停止による当該地域の生活への影響を回避するため、必要に応じて上下水道局に緊急援助給水を依頼するものとする。
- 8 保健所長は、必要があると認めるときは、第2項に定める項目の全部又は一部について、健康部、保健センター、上下水道局サービス推進部事業サポート課、健康福祉総務課、市議会事務局、消防局、別表第2に掲げる機関又は団体（以下「関係機関等」という。）並びに市議会議員及び市民に対し、適宜、情報提供するものとする。

（集団発生時）

第6条 保健所長は、多数の健康被害者又は重症の健康被害者が発生し、又は発生のおそれがあると判断したときは、別表第3に定める飲料水汚染事故健康被害対策本部等設置基準に基づき、健康部長と協議し、堺市保健所健康危機管理対策本部等（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

2 対策本部の業務分担については、堺市保健所健康危機管理対策本部要領（平成14年制定）の定めるところによるほか、保健所対策本部環境調査班は、加えて、次の業務を行うものとする。

- (1) 環境衛生関係施設における健康被害の拡大及び再発防止を図るため、専用水道、簡易専用水道、特設水道及び小規模貯水槽式水道の設置者に必要な情報を提供し、水源変更、浄水管理の徹底、給水末端における遊離残留塩素 0.2 mg/l 以上の確保のために必要な措置の実施、従事者の健康管理の強化等を指導するとともに、関係施設の管理者等へ口頭又は文書で施設等の適正管理の徹底を指導するものとする。
- (2) 貯水槽式水道における給水末端の遊離残留塩素の確保について、施設への立入指導や文書による啓発を行うとともに、遊離残留塩素測定を実施するものとする。

（検査体制）

第7条 飲料水汚染被害発生時の検査は、上下水道局の協力を得て、衛生研究所が行うものとする。

（休日及び勤務時間外）

第8条 堺市の休日に関する条例（平成2年堺市条例第20号）第2条に規定する市の休日及び堺市職員の勤務時間、休暇等に関する規程（昭和46年庁達第3号）第2条に規定する勤務時間外に飲料水汚染事故発生の通報を受けた職員は、別表第4に定める緊急連絡網によって連絡するものとする。この場合において、連絡を受けた所属長は、必要に応じて所属職員を招集し、円滑な対応を図らなければならない。

（改善方策の作成）

第9条 環境薬務課長は、発生した飲料水汚染事故に係る事後評価に基づき、必要に応じ、関係

者及び関係機関等と協議し、飲料水汚染事故による健康被害の発生を防ぐ方法等の改善策を作成し、所内対策会議及び各対策本部に報告するものとする。

(資料の管理)

第10条 環境薬務課長は、発生した飲料水汚染事故に係る資料を適切に管理するものとする。

(委任)

第11条 この要領で定めるもののほか、飲料水汚染事故の調査及び処理等に関し、必要な事項は保健所長が定める。

#### 別表第1

保健所長  
衛生研究所長  
保健所次長  
健康医療政策課長  
健康推進課長  
保健医療課長  
感染症対策課長  
食品衛生課長  
環境薬務課長

#### 別表第2

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課  
日本中毒情報センター  
大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課  
大阪府警察本部堺警察署生活安全課  
堺市医師会  
堺市薬剤師会  
堺市立総合医療センター

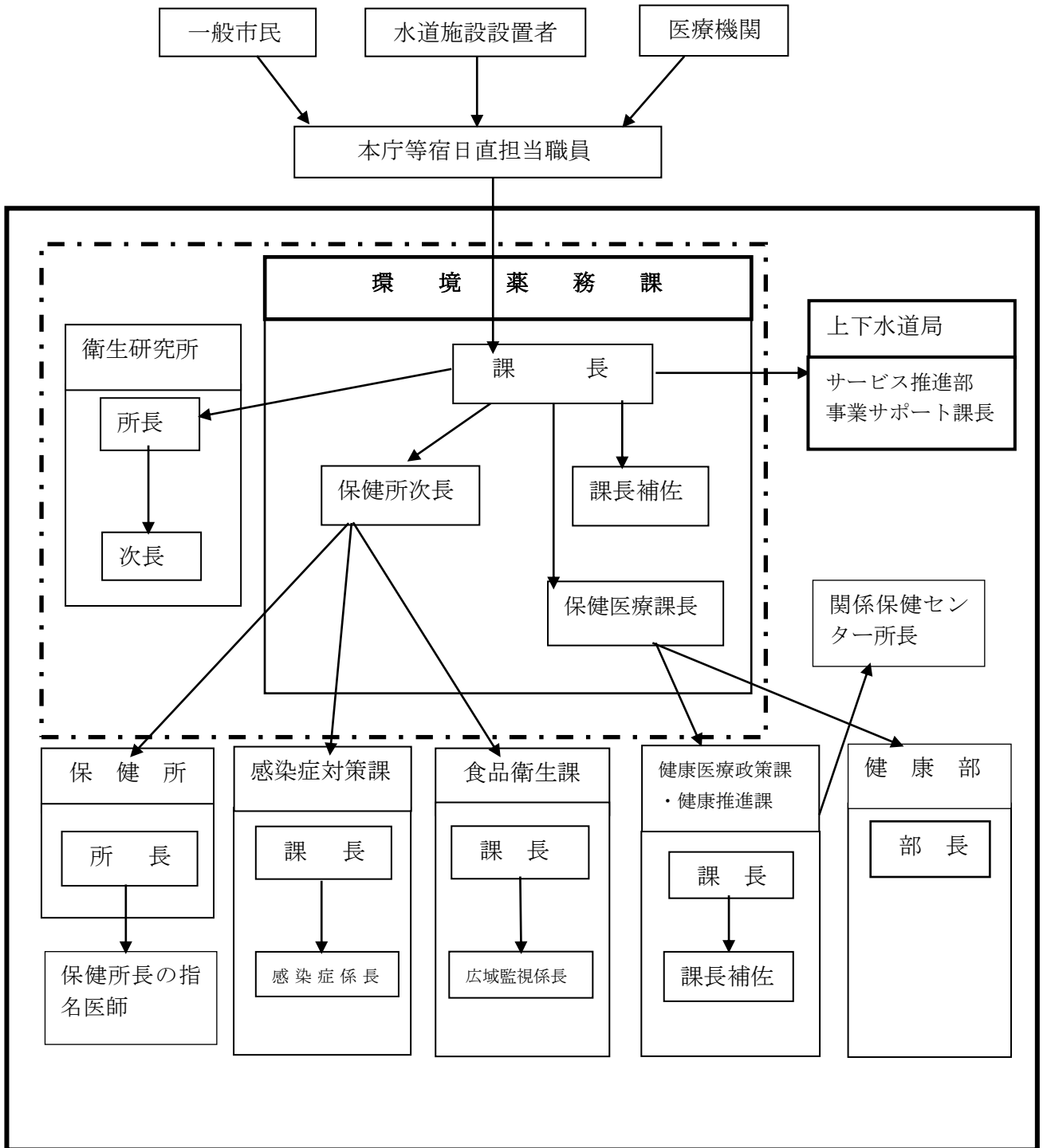


## 飲料水汚染事故健康被害対策本部等設置基準

レベル	健康被害状況又は発生時の危険度	有症者等の規模等	体制
1	・被害発生のおそれがあり、警戒・情報収集・連絡体制の確保の必要があるとき。		環境薬務課 全職員
2	・被害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急対策及び警戒体制を整える必要があるとき。	・被害者 20人未満 ・入院患者 5人未満	環境薬務課 全職員 所内対策会議 構成員
3	・相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急対策及び警戒体制を実施する必要があるとき。	・被害者 100人未満 ・入院患者 10人未満 ・死亡 1人	保健所 対策本部設置
4	・大規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急対策及び警戒体制を強化し実施する必要があるとき。	・被害者 300人未満 ・入院患者 30人未満 ・死亡 2人	健康福祉局 対策本部設置
5	・大規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、市全体が全力をあげて応急対策及び防災活動を実施する必要があるとき。	・被害者 300人以上 ・入院患者 30人以上 ・死亡 3人以上	市対策本部設置

※ 「有症者等の規模等」欄の項目のいずれかが発生又はそのおそれがあるとき。

日曜日、土曜日及び祝日並びに勤務時間外における連絡網（飲料水）



┌───┐ 枠内 発生当初の対応

┌───┐ 枠内 以後、集団発生が疑われるときの対応

# 医薬品健康危機管理対策要領

制 定 平成14年1月28日

最新改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、堺市健康危機管理総合基本指針（平成14年制定）に基づき、医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）による健康被害を未然に防止するとともに、健康被害の発生時における対応の迅速化及び効率化を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「医薬品による健康被害」とは、医薬品により市民の生命又は健康に直接重大な影響を与え、又はそのおそれのある事態をいう。

(発生予防)

第3条 環境薬務課長は、情報収集、監視指導及び啓発活動により、常に医薬品による健康被害の発生を未然に防止するよう努めるとともに、健康危機予防委員会（平成14年設置）にその内容等を報告するものとする。

- 2 環境薬務課長は、医薬品による健康被害の発生について、迅速に調査を開始するため、必要な器具及び機材類を常に良好な状態で保管するよう努めるものとする。
- 3 環境薬務課長は、医薬品による健康被害の発生時において適切な対応を行うため、常に医薬品に関する文献及び資料の収集に努めるものとする。
- 4 環境薬務課長は、医薬品による健康被害の発生時において迅速かつ的確な対応が行えるよう、薬事監視員の技術及び資質の向上に努めるものとする。
- 5 環境薬務課長は、堺市広報その他の広報媒体、講習会等の活用により、医薬品による健康被害の予防に関する情報の提供を行うものとする。

(情報の収集・分析及び提供)

第4条 堺市保健所（以下「保健所」という。）は、医薬品による健康被害の発生予防及び発生後の被害拡大防止のため、国及び大阪府と情報を共有するとともに、市民等からの当該被害に関する情報の収集及び分析に努めるものとする。

- 2 保健所長は、医薬品による健康被害の情報を市民へ提供する必要があると認めるときは、健康部長と協議の上、情報提供の可否を決定するものとする。この場合において、保健所長は、必要に応じて、関係部局及び市議会にその旨を報告するものとする。
- 3 前項の情報提供は、広報、報道機関等を通じて行うものとする。

(初動活動)

第5条 環境薬務課長は、市民、医療機関、保健センター等から医薬品による健康被害発生の届出があったとき、又は国若しくは大阪府から医薬品による健康被害発生の通報があったときは、直ちに保健所長に報告するものとする。

- 2 保健所長は、医薬品による健康被害を探知し、その被害拡大の兆候を認めるときは、別表第1に掲げる職にある者及び保健所の医師のうち保健所長が指名する者による所内対策会議を開催し、次の事項を検討及び協議の上、調査内容等を決定し、所属職員にその旨を指示するものとする。
  - (1) 医薬品健康被害届出の状況把握と分析
  - (2) 初動体制担当課の選定、調査の方法及び役割分担（堺市衛生研究所（以下「衛生研究所」という。）に関するものを含む。）
  - (3) 健康被害の周知
  - (4) 健康被害拡大の予測及び防止対策
  - (5) 初動調査の対象者及び当該施設所管担当課への連絡
- 3 環境薬務課長は、前項の規定による指示を受けたときは、堺市医薬品被害調査マニュアル（平成14年制定）に基づき、直ちに初動調査を行うよう所属職員に命じるものとする。
- 4 環境薬務課職員は、前項の規定による命を受けたときは、直ちに医薬品による健康被害の発生現場、届出医療機関等に出向き、健康被害者の状態を調査するものとする。この場合において、当該職員は、健康被害者と同様の症状を呈している者の有無の調査を行うとともに、他の医

療機関等に対しても健康被害者の有無を確認し、同様の調査を実施するものとする。

- 5 環境薬務課長は、初動調査による有症者に対して、医療機関への早期受診を勧奨するものとする。
- 6 保健所長は、国又は大阪府と協議し、第4項の規定による調査の結果、更に調査を行う必要があると判断したときは、調査の対象となる範囲を指定して、健康被害状況及び健康調査を実施するものとする。
- 7 保健所長は、健康被害に係る医薬品が特定されたときは、国、大阪府、健康被害者収容の医療機関、堺市薬剤師会、警察及び消防へ連絡するものとする。この場合において、保健所長は、日本中毒情報センターへその情報を提供するとともに治療法を照会し、当該センターから得た治療等に関する情報は堺市医師会を通じ、医療機関へ周知徹底を図るものとする。
- 8 保健所長は、必要があると認めるときは、第2項に規定する事項の全部又は一部について、健康部、保健センター、健康福祉総務課、市議会事務局、消防局、別表第2に掲げる機関又は団体（以下「関係機関等」という。）並びに市議会議員及び市民に対し、適宜、情報提供するものとする。

（国又は大阪府への協力）

第6条 保健所長は、医薬品による健康被害発生の調査等を国又は大阪府が行う場合は、その調査等に協力するとともに、所属職員にその旨を指示するものとする。

（集団発生時）

第7条 保健所長は、多数の健康被害者又は重症の健康被害者が発生し、又は発生するおそれがあると判断したときは、別表第3に定める医薬品健康被害対策本部等設置基準に基づき、健康部長と協議し、堺市保健所健康危機対策本部等（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

- 2 対策本部の業務分担等については、堺市保健所健康危機管理対策本部要領（平成14年制定）の定めるところによるものとする。

（検査体制）

第8条 医薬品による健康被害発生時の検査は、衛生研究所が行うものとする。

（休日及び勤務時間外）

第9条 堺市の休日に関する条例（平成2年堺市条例第20号）第2条に規定する市の休日及び堺市職員の勤務時間、休暇等に関する規程（昭和46年庁達第3号）第2条に規定する勤務時間外に医薬品による健康被害の発生の通報を受けた職員は、別表第4に定める緊急連絡網によって連絡するものとする。この場合において、連絡を受けた所属長は、必要に応じて所属職員を招集し、円滑な対応を図らなければならない。

（改善方策の作成）

第10条 環境薬務課長は、発生した医薬品による健康被害に係る事後評価に基づき、必要に応じ、関係者及び関係機関等と協議し、医薬品による健康被害の発生を防ぐ方法等の改善策を作成し、所内対策会議及び各対策本部に報告するものとする。

（資料の管理）

第11条 環境薬務課長は、発生した医薬品による健康被害に係る資料を適切に管理するものとする。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか、医薬品による健康被害の調査及び処理等に関し、必要な事項は保健所長が定める。

別表第1

保健所長  
衛生研究所長  
保健所次長  
健康医療政策課長  
健康推進課長  
保健医療課長  
感染症対策課長  
食品衛生課長  
環境薬務課長

別表第2

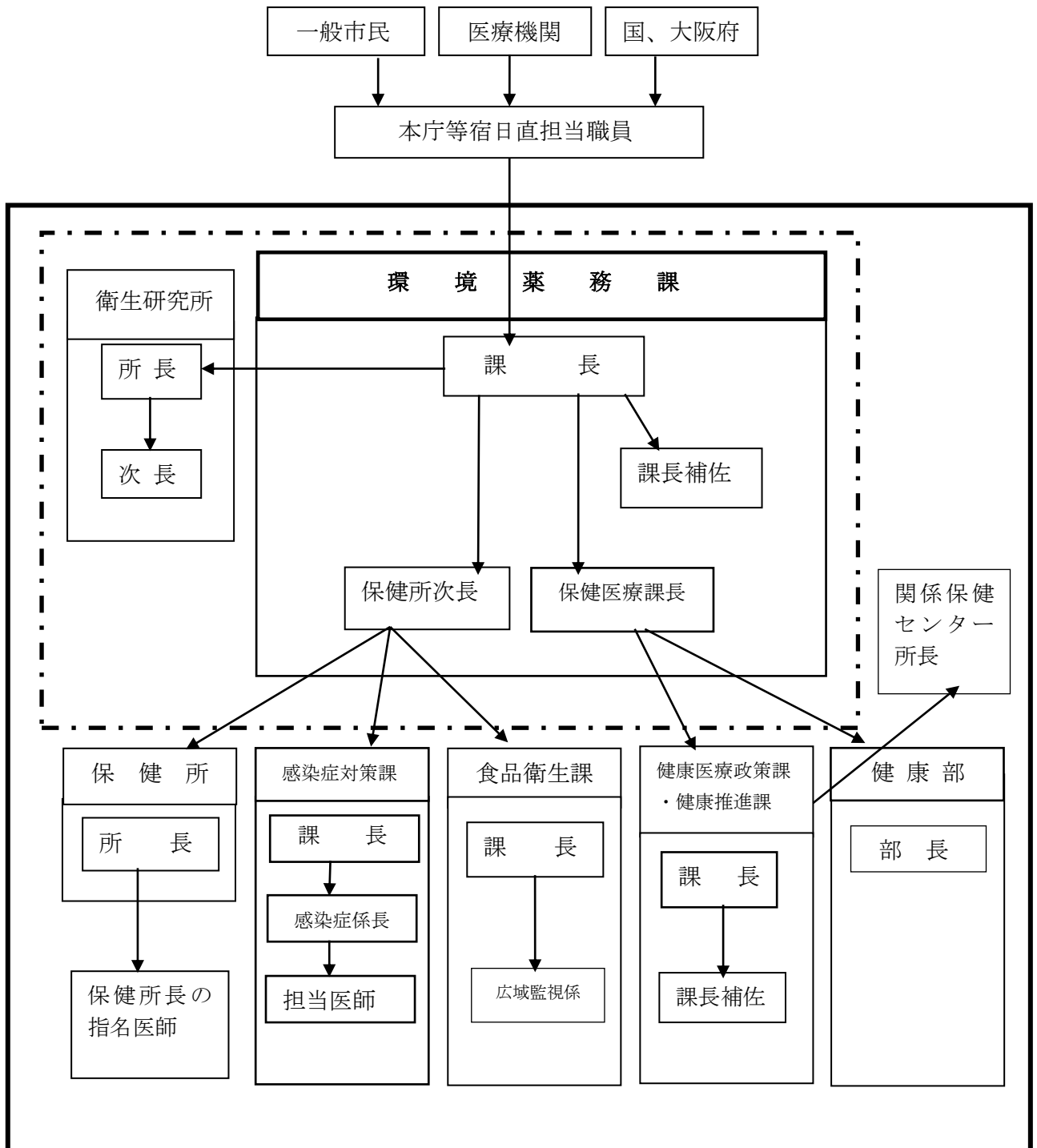
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、医薬品審査管理課化学物質安全対策室、医薬安全  
対策課、監視指導・麻薬対策課及び血液対策課  
日本中毒情報センター  
大阪府健康医療部生活衛生室薬務課、保健医療室医療対策課  
大阪府警察本部堺警察署生活安全課  
堺市医師会  
堺市薬剤師会  
大阪府薬剤師会  
堺市立総合医療センター

## 医薬品健康被害対策本部等設置基準

レベル	健康被害状況又は発生時の危険度	有症者等の規模等	体制
1	・被害発生のおそれがあり、警戒・情報収集・連絡体制の確保の必要があるとき。		環境薬務課職員
2	・被害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急対策及び警戒体制を整える必要があるとき。	・有症者 100 人未満 ・入院患者 10 人	環境薬務課全職員 所内対策会議構成員
3	・相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急対策及び警戒体制を実施する必要があるとき。	・有症者 500 人未満 ・入院患者 50 人未満 ・死亡 1 人	保健所 対策本部設置
4	・大規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急対策及び警戒体制を強化し実施する必要があるとき。	・有症者 1000 人未満 ・入院患者 100 人未満 ・死亡 2 人	健康福祉局 対策本部設置
5	・大規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、市全体が全力をあげて応急対策及び防災活動を実施する必要があるとき。	・有症者 1000 人以上 ・入院患者 100 人以上 ・死亡 3 人以上	市対策本部設置

※「有症者等の規模等」欄の項目のいずれかが発生又はそのおそれがあるとき。

日曜日、土曜日及び祝日並びに勤務時間外における連絡網（医薬品）



┌──────────┐ 枠内 発生当初の対応

┌──────────┐ 枠内 以後、集団発生が疑われるときの対応

# 堺市衛生研究所健康危機管理要領

制 定 平成14年1月28日

最新改正 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、堺市健康危機管理総合基本指針（平成14年制定）に基づき、食中毒、感染症、飲料水、有害物質等（以下「健康危機発生原因」という。）による健康被害の発生時に、健康被害の原因究明及び健康被害の拡大防止のために、堺市衛生研究所（以下「衛生研究所」という。）が迅速かつ的確な検査を行うことについて、必要な事項を定める。

(平常時の業務)

第2条 衛生研究所職員は、常に健康危機発生原因の検査に関する情報を収集、整理及び解析し、健康被害の発生時に有効活用できるようにしておくものとする。

(平常時の連携)

第3条 衛生研究所は、健康被害の発生時に迅速かつ的確な検査を行うため、堺市保健所（以下「保健所」という。）との連絡及び連携体制を密にするとともに、協力及び助言を得るため、関係機関との連携を強化するものとする。

(分析技術の研究及び研修と人材育成)

第4条 衛生研究所は、試験検査、調査研究の分析技術の進歩に合わせ、検出方法及び診断方法の研究と検査技術の向上及び精度管理に努めるものとする。

2 衛生研究所は、衛生研究所内外の研修において新しい技術、技法及び知識を習得するとともに人材の育成に努めるものとする。

(設備機材等の整備と点検)

第5条 衛生研究所は、健康被害の発生に備え、必要な機器機材の整備充実に努めるとともに、検査機器等が常に正常に作動するよう点検及び整備を行うものとする。

(発生時)

第6条 衛生研究所は、保健所又は堺市健康危機管理総合基本指針に基づき設置された各対策本部（以下「各対策本部」という。）等から得た健康被害の発生の情報を的確に把握し、別表第1に定める対策図により検査等を行い、原因究明及び健康被害の拡大の防止に努めるものとする。この場合において、検査に当たっては、次のことを遵守するものとする。

(1) 健康危機発生原因による健康被害の発生時には、緊急性及び重大性を総合的に判断し、必要な検査を効率的かつ迅速に行うこと。

(2) 原因微生物及び原因物質の特定のための的確な検査を行うこと。

(緊急配備)

第7条 衛生研究所は、迅速かつ的確な検査を行うため、別表第2に定める職員の緊急配置を行うものとする。

2 堺市衛生研究所条例施行規則（昭和40年堺市規則第2号）第2条第1項に定める開所時間以外及び同条第2項に定める休所日の連絡は、別表第3に定める連絡網により行うものとする。

(緊急対策会議)

第8条 衛生研究所長は、必要があると認めるときは、緊急の対応策を検討するため、次長、参事、主幹、主査、総括研究員及び主任研究員からなる緊急対策会議を開くことができるものとする。

2 衛生研究所長は、緊急対策会議の決定に基づき、保健所、各対策本部等から得た健康被害情報の内容に応じ、別表第4に定める緊急対策班を衛生研究所内に置くものとし、班長は衛生研究所長の職にある者を、副班長は衛生研究所次長の職にある者をもって充てるものとする。この場合において、班の構成員は、必要に応じて、その都度、所属職員の中から班長が指名するものとする。



(緊急対策班の役割)

第9条 緊急対策班の役割は、次のとおりとする。

(1) 班長

ア 班の総括及び指揮に関すること。

(2) 副班長

ア 班長を補佐し、必要な助言を行うこと。

イ 班長が不在のときは、班長の代理事務を行うこと。

ウ 保健所、各対策本部等との連絡及び調整に関すること。

エ 緊急対策班内の連絡、調整に関すること。

オ 情報の一元的管理に関すること。

(3) 庶務担当班

ア 緊急対策班の庶務に関すること。

イ 人材及び資材の確保並びに予算その他の調整に関すること。

(4) 連絡調整担当班

ア 関係機関への検査依頼の連絡及び調整に関すること。

イ 保健所、各対策本部等に対する連絡内容（検査報告書、発行日時、報告先等）及び調整事項の記録並びに保管に関すること。

ウ 班長、副班長への情報の報告及び検査担当班との連絡、調整に関すること。

エ 緊急対策班内の情報及び検査結果の一元的整理に関すること。

(5) 検査担当班

ア 検査の計画作成及び実施に関すること。

イ 原因物質等の検査に対する情報収集に関すること。

ウ 検査の過程及び検査結果の記録、整理及び保管に関すること。

エ 情報、検査結果等の連絡調整担当班への報告に関すること。

(試験検査)

第10条 健康被害発生時の検査は、別に定める衛生研究所食中毒及び感染症等検査対応マニュアル（平成14年制定）及び衛生研究所毒物及び劇物等検査対応マニュアル（平成14年制定）により行うものとする。ただし、これらの検査対応マニュアルは、検査技術の進歩又は測定機器の変更等に伴い改正するものとする。

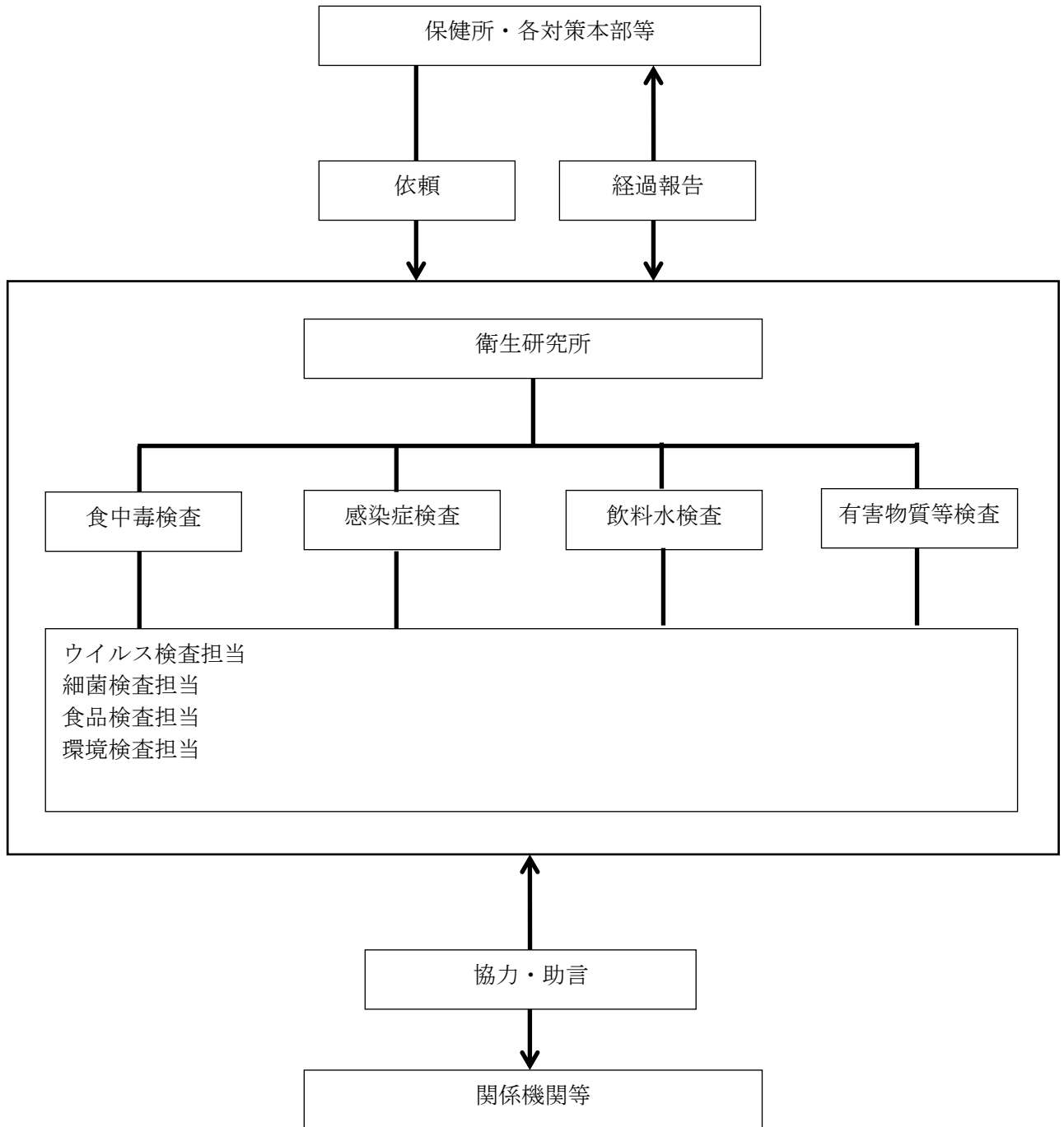
(検査結果の報告)

第11条 衛生研究所長は、検査終了後、速やかに当該結果を保健所、各対策本部等に報告するものとする。

(委任)

第12条 この要領で定めるもののほか、検査に必要な事項は衛生研究所長が定める。

健康被害発生時対策図



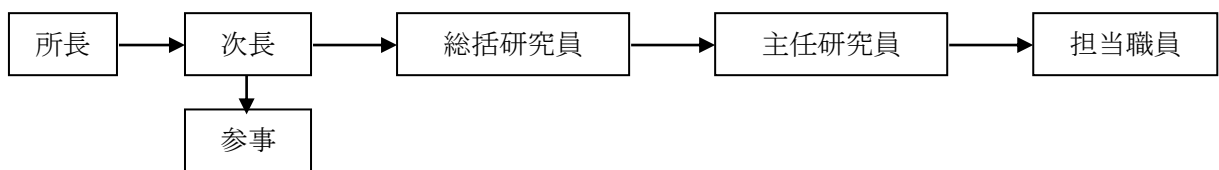
別表第2

職員の緊急配置

	規 模 等	体 制
第1次配置	患者数50人未満	所長 次長 参事 担当総括研究員 担当主任研究員、担当職員
第2次配置	患者数50人以上	衛生研究所全職員

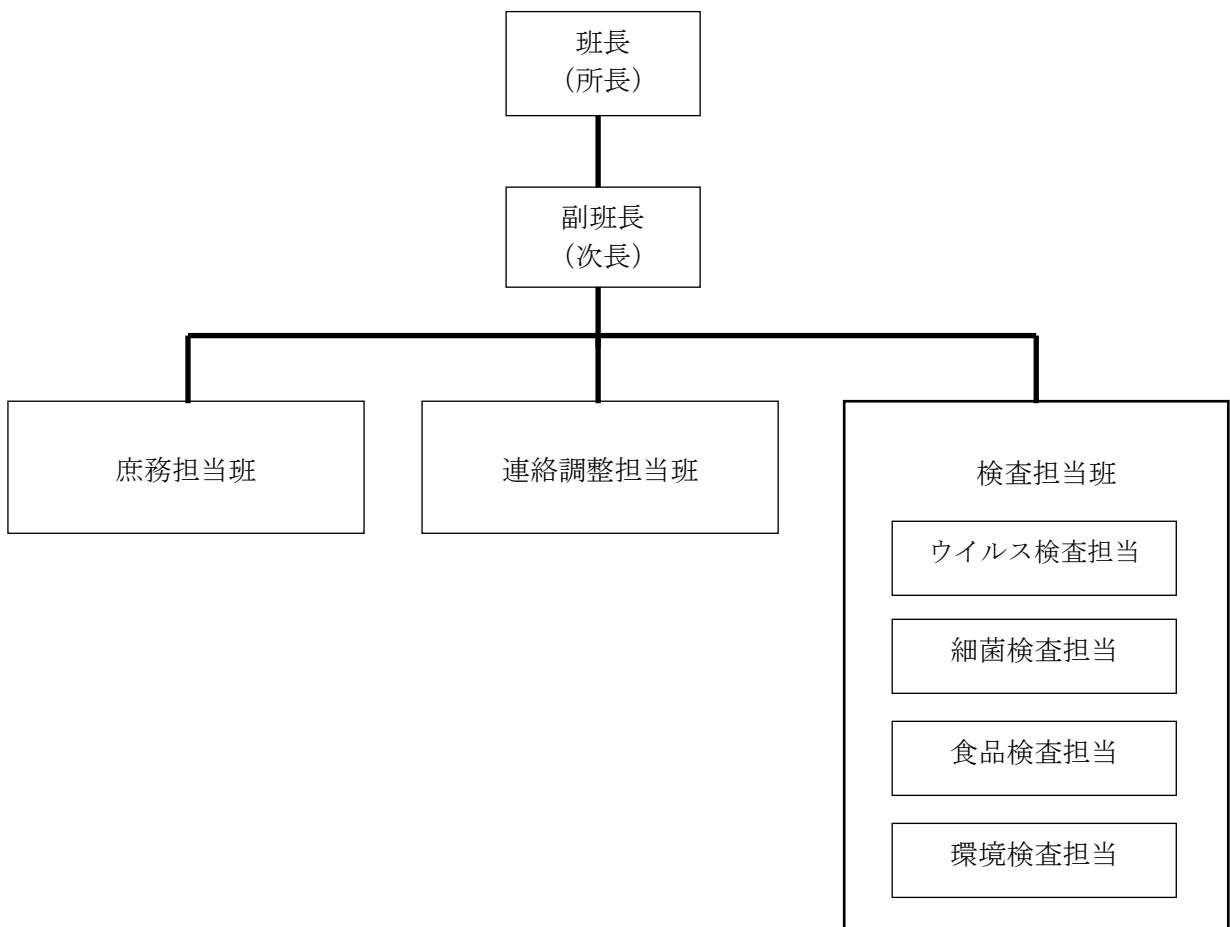
別表第3

衛生研究所連絡網



別表第4

緊急対策班



# 堺市健康危機管理体制の概略フロー

